

報告書

令和8年3月23日

最高裁判所 御中

弁護士 福本修也



東京高等裁判所令和8年3月4日決定（令和7年（ラ）第1003号宗教法人解散命令に対する抗告事件）を受け、国内外の政治家、法律家、その他の有識者らが、一斉に批判の声を上げた。彼らが SNS に上げた意見・概要を一覧表にまとめたので、報告する。

以上

番	日付	投稿者	要約	X投稿内容	備考
①	2026年3月5日	マイク・ポンペオ 元米国国務長官・元 CIA長官	マイク・ポンペオ元米国国務長官は、解散命令について、信教の自由を重視する立場から深刻な懸念を表明。 宗教的自由に関して危険な前例となり得る可能性があるとして、日本の政治指導者による慎重な検討を求めた。	The Decision by the Tokyo High Court to order the dissolution of the Unification Church should trouble anyone who cares about religious liberty. I pray that political leaders consider the dangerous precedent this sets for this foundational freedom. 東京高等裁判所が統一教会の解散を命じた決定は、信教の自由を重んじるすべての人々にとって深刻な懸念を抱かせるものである。 私は、この決定が 宗教的自由という根本的な自由に対して極めて危険な前例を生む 可能性について、政治指導者たちが真摯に熟慮されることを祈念する。	X投稿
②	2026年3月4日	石崎学 (龍谷大学法学部法律学科教授 憲法学者)	石崎教授は、宗教法人法は憲法の信教の自由保障の趣旨に照らし、国家が宗教を統制するための法律ではないと指摘。 解散命令制度は、反社会的活動を行った場合に限り適用されるべきであるとの学説(田近肇「宗教法人法と国家の権限」『法学教室』515号、2023年)を踏まえ、決定は、憲法の信教の自由保障の趣旨および宗教法人法の解釈を誤ったと述べる。 また、寄附勧誘の問題については、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律により既に規制制度が整備されていることを指摘。 仮に将来不当な寄附勧誘が行われた場合であっても同法により規制することが可能であることから、解散命令は、当該宗教団体および信者の信教の自由への影響に照らし、行き過ぎた措置だと断言する。 石崎教授は、不当な寄附勧誘の原因を教団の教義(いわゆる「万物復帰」等)に関連付けて認定した判断は、宗教教義の内容に踏み込むもの。 裁判所に付与された司法権の範囲を超えた信教の自由への介入だと指摘。 日本国憲法の信教の自由を保障する規定(日本国憲法第20条)、および司法権の範囲を定める規定(日本国憲法第76条)との関係で憲法上の問題となると述べる。	【家庭連合(旧統一教会)に対する3・4東京高裁決定について、とりあえず、以下のように考える①】 宗教法人法は、 憲法の信教の自由の保障に趣旨に合わせて、単なる法人格付与法と解さなければならず、国家が宗教を統制するための法律と考えるべきではない 。同法81条1項の解散命令制度も同じ。それは法人格を付与された宗教団体が、 法人格付与の趣旨に反してその法人格を濫用して反社会的存在になった場合にのみ解散命令がなされる制度と解さなければならない (田近肇「宗教法人法と国家の権限」法学教室515号、2023年8月)。 ところで、家庭連合(旧統一教会)は法人格を濫用して何か悪事をしたわけではない。にもかかわらず、同連合に解散命令を下した 東京高裁決定は、国家による宗教統制を禁じる憲法の信教の自由保障の趣旨を誤り、そして宗教法人法の解釈を誤ったと評価できるのではない か。 【家庭連合(旧統一教会)に対する3・4東京高裁決定について、とりあえず、以下のように考える②】 家庭連合(旧統一教会)による不当な寄附の勧誘については、令和4年に制定された「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」(令和4年法律第105号)によりすでに規制されており、同連合が、 今後、過去のような不当な寄附の勧誘をするならば、同法で規制可能であり、同連合から法人格を剥奪するのは、同連合およびその信者らの信教の自由を鑑みて、行き過ぎた処分ではないか 。 【家庭連合(旧統一教会)に対する3・4東京高裁決定について、とりあえず、以下のように考える③】 東京高裁の決定要旨(朝日新聞)によれば、同決定は、家庭連合が過去に不当な寄附の勧誘を行った原因を、社会通念上相当な範囲を逸脱しない方法・態様による勧誘では達成できないような数値目標を定めていた教団そのものにあるとしているが、そう認定するに際して、「万物復帰」等の教団の教義に触れており、まるで 教団の教義が悪いような印象を与える 。これは、 憲法によって裁判所に付与された司法権を逸脱した裁判所による信教の自由への不当な介入であって憲法違反(20条1項、76条1項違反)ではないか?	X投稿

③	2026年3月4日	石崎学 (龍谷大学法学部法律学科教授 憲法学者)	石崎学教授は、民法上の財産的不法行為の積み重ねや将来の可能性を根拠として家庭連合が「法令に違反して著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為」を行ったとした判断について、将来の可能性をもって解散の要件当たると解することに對し、大いに疑問を示す。 また、憲法が保障する信教の自由には宗教的結社の自由が含まれ、その活動を実効的に保障するうえで宗教法人格は重要な意義があるにもかかわらず、同決定にはその点への十分な配慮が見られないと断言。	【家庭連合（旧統一教会）に対する3・4東京高裁決定について、とりあえず、以下のように考える④】 東京高裁の決定要旨（朝日新聞）を読んだが、 同決定は、民法上の、しかも財産上の不法行為の積み重ね（あろうことか将来のその「可能性」！）のみで、家庭連合が「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をした」宗教法人（宗教法人法81条1項1号）に該当するとしている。憲法は信教の自由を保障し、そこには宗教的結社の自由も含まれる（20条1項）。宗教的結社を効果的にするには宗教法人格は不可欠である。財産上の不法行為のみで家庭連合に解散命令を下した東京高裁決定にはそのことへの配慮がみられない。憲法の解釈を誤り、その結果、宗教法人法の解釈も誤ったのではないか？	X投稿
④	2026年3月5日	石崎学 (龍谷大学法学部法律学科教授 憲法学者)	憲法学者である石崎学教授は、具体性や現在性を欠く将来の不法行為の可能性を根拠として解散命令が認められている点に疑問を呈す。	ほんそれ。 具体性も現在性もない将来の不法行為の可能性で解散命令が下されている。 こういう処分の積み重ねが自由を窒息させるのに、リベラル界限は沈黙か…	X投稿
⑤	2026年3月4日	石崎学 (龍谷大学法学部法律学科教授 憲法学者)	石崎教授は家庭連合に対する社会的な偏見や不寛容な風潮の中で信教の自由が危機に直面しているとの見解を示す。	東京高裁もまた、 憲法が保障する信教の自由を軽視し、家庭連合（旧統一教会）に対する偏見や不寛容な社会的風潮に屈服したようだ。 危機に陥りつつある信教の自由のために、信仰を持つ者も持たない者も、憲法が信教の自由を保障した趣旨に立ち返って、声をあげるべきだ。 【速報】旧統一教会に再び解散命令、清算へ #47NEWS https://47news.jp/13946845.html?utm_source=twitter @47news_official より	X投稿
⑥	2026年3月4日	楊井人文弁護士	楊井人文弁護士は、解散命令が、不当寄附勧誘防止法に基づく勧告等の措置は被害防止の実効的手段とはならないとして解散命令以外に実効的手段はないとするの判断に對して、より制限的でない実効的手段を整備することは本来立法府の責任ではないかとの疑義を呈する。 解散命令は既に発生した被害の回復を目的とするものではなく、将来の被害防止を目的とすると判決で述べられているが、国側は清算手続を通じて被害回復を図る必要性を主張して解散命令を求めていたはずだと述べる。 解散命令を将来の被害防止という予防的目的のみで正当化する場合には、その必要性の判断について一層慎重な検討が求められると楊井氏は述べる。	全文はまだ読み切れていないが、（メディアに公開された要旨版で言及されていない）核心的な部分を読んだところ、かなり苦しい論理展開がみられる。以下、ポイントを若干指摘する 1. 高裁決定は、解散命令が宗教団体や職員・信者の憲法上の権利を含む法的地位や権利関係に及ぼす影響を考慮しても「必要でやむを得ない」と言えるかどうか、という判断枠組みを提示 2. 高裁決定は、法人が今後も不相当献金勧誘行為を行う恐れがあると指摘した上で、①それを防止する実効性ある対策を自発的にとることは期待し難い、②不当寄附勧誘防止法(=俗にいう被害者救済法)に基づく勧告等の制裁は被害防止の実効性ある手段とならない、故に③不相当献金勧誘行為を防止する実効性ある手段は解散命令以外に手段がない、という論理で、解散の必要を認定 → ②が実効性ある手段ではないから解散以外にないというが、より制限的でない「実効性ある手段」を立法措置しない立法府の責任では？という疑問が生じる	X投稿

			<p>解散命令により教会施設の利用や職員の雇用関係等に現実的な影響が生じ得るにもかかわらず、同決定がこれらの影響を間接的又は事実上のものととどまるとして、憲法上の権利に看過し難い影響は及ばないと判断している点について、必要性・相当性に関して検討を要すると指摘。</p>	<p>3. 和解金等は全て支払い済みで緊急性がないという反論に対し、高裁決定は、解散命令は既発生の被害回復のためではなく、将来の被害防止のためのものと指摘 →清算して被害回復させよというのが解散請求を求める国側の主張だったはずだが、「既発生の被害回復のためではない」というのは驚き。予防目的だけなら尚更ハードルが上がる</p> <p>4. 職員も解雇され、教会施設も使えなくなるのは宗教結社の自由、信教の自由、職業選択の自由、生存権などの侵害にあたるという反論に対し、高裁決定は、①法人財産を用いた宗教活動の継続に何らかの支障が生ずることがあり得るが、間接的で事実上のものととどまる、②任意団体として活動できないわけではない、③新たな雇用契約は任意団体との間でできるし、できないとしても生活保護等があり生存権は侵害されない、④憲法上の権利に「看過し難い影響が及ぶということとはできない」、④宗教上の行為を禁止・制限する法的効果は一切伴わないから、解散命令は「必要でやむを得ない」と判断 →①「何らかの支障」どころか、現に施設は使用できなくなる、②任意団体は法人財産を全く使えないのでゼロからのスタート、③任意団体はゼロからのスタートなので雇用できるわけがない、生活保護があるだろというのは酷な話、④清算業務に必要な業務以外の雇用は直ちに切られ、施設も使えなくなる（勝手に出入りできない）から、解散に伴う「法的効果」は必ず発生する</p> <p>2、3、4いずれも高裁決定のロジックは苦しく、最高裁で維持できるのか疑問あり、との印象</p>	
⑦	2026年3月5日	大友信秀金沢大学 人間社会学域 法学類教授 (知的財産法を専門とする法学者)	大友信秀教授は、行政庁が提出した陳述書の信頼性や、それを採用した裁判所の判断過程に疑問があると述べる。単なる宗教団体の問題にとどまらず、法治国家の在り方に関わる重大な問題であるとの見解を示す。	旧統一教会への解散命令が、無法官庁による虚偽陳述書と、それを採用した自由心証主義のお化け、裁判所の所業であることに気づいていない方々がいることに驚く。これは、宗教の問題ではなく、法治国家の存立に関わる重大問題。この一点で、私は、家庭連合を応援する。	X投稿
⑧	2026年3月4日	大友信秀金沢大学 人間社会学域 法学類教授 (知的財産法を専門とする法学者)	大友信秀教授は、本件判決は民事裁判における自由心証主義の運用のあり方に問題があると指摘。	これまで、民事裁判における裁判官による自由心証主義の暴走を見過ごしてきたツケでもあるが。いずれにしても司法崩壊への道の始まり。	X投稿
⑨	2026年3月6日	大友信秀金沢大学 人間社会学域 法学類教授 (知的財産法を専門とする法学者)	大友信秀教授は、自由心証主義の運用について、裁判官の判断が十分な検証や批判にさらされにくい構造（結界）にある可能性を言及する。	自由心証主義という結界の中にいる神官ということですね。	X投稿
⑩	2026年3月6日	大友信秀金沢大学 人間社会学域 法学類教授 (知的財産法を専門とする法学者)	大友教授は、国内の法律家の間で十分な議論が行われていない状況を指摘。本件は特定の宗教団体のみの問題にとどまらず、法治国家における司法判断の在り方に関わる重要な問題であると述べる。	旧統一教会に対する決定に関して、もっと法律家が声を上げているかと思っただが、やはり、沈黙。法治国家日本の終わりの始まりなのに。これは、家庭連合だけの問題ではない	X投稿

⑪	2026年3月6日	大友信秀金沢大学 人間社会学域 法学類教授 (知的財産法を専門とする法学者)	大友教授は、文化庁が提出した陳述書の内容やその信頼性に関する報道等に言及した。 仮に解散命令の根拠として用いられた証拠の信用性に問題がある場合には、司法判断の正当性に関わる重要な問題となり得るとの見解を示した。	文化庁の陳述書捏造報道や高裁決定の要約を無視して、尋ねられても答えようがない。逆に、解散命令の根拠に使用された陳述書が捏造なのに、なぜ問題にならないか教えてください。 まさか、 結論が正しいから、証拠が捏造でも問題ない！なんて言いませんよね？だって、それが司法の崩壊なんですから。	X投稿
⑫	2026年3月7日	大友信秀金沢大学 人間社会学域 法学類教授 (知的財産法を専門とする法学者)	大友教授は、民事裁判における自由心証主義の運用や、証人尋問を経ていない陳述書の証拠評価の在り方について言及した。これらが十分な検証を受けないまま広く用いられている可能性があることを指摘。	自由心証主義 という悪魔の呪文が民事の裁判官には、使用が許されています。それから、証人尋問を経ていない陳述書にも客観的証拠としての価値を与えています。 これらは、すべて、民事の裁判官が手抜きをするために存在します。これらを放置してきた民事訴訟法学者の怠慢が、真の原因かもしれません。	X投稿
⑬	2026年3月6日	鈴木祥平弁護士 (みずがき総合法律事務所 東京弁護士会所属)	鈴木弁護士は、解散命令は宗教法人格に対する処分であり信者の宗教行為を直接禁止又は制限する法的効果を伴わないと述べることにより、信教の自由に対する直接的制約とは評価しなかったと解釈する。 宗教法人は礼拝施設の維持や布教活動、財産管理など宗教活動の制度的基盤を担う存在である。宗教法人の解散は信者の宗教活動にも「実質的な」影響を及ぼし得ること。 解散命令を形式的に宗教法人格の問題にとどめて信教の自由との関係を切り分けることには検討を要すること。 「法令違反」の要件について、これを民事上の不法行為まで含むものと解すると、広い範囲の行為を理由として宗教法人の解散が可能となり得る点に言及。 そのような解釈が信教の自由に対する過度な制約につながる場合には、「法令違反」は刑罰法規違反など重大な違法行為に限定して解釈すべきであること。 「著しく公共の福祉を害する」要件を基礎付ける被害認定の在り方についても、被害事例が現在も継続しているのか、またどの	統一教会の解散命令について 令和8年3月4日の東京高裁による家庭連合（旧統一教会）に対する解散命令の判断で、 憲法論的に重要なポイントは、「解散命令が信者の宗教活動を直接制限するものではないという前提を強く置いた」という点にある。 裁判所は、宗教法人法81条1項1号に基づく解散命令について、「信者の宗教上の行為を禁止したり制限したりする法的効果は一切伴わない」と整理した。その結果、この処分は信教の自由（憲法20条）を直接制約するものではないと位置付けられ、「憲法上の権利と公共の利益との厳格な利益衡量を行う必要がない」という判断構造で判断が進められた。 この整理は、 「宗教法人」と「信者個人」を形式的に分離して捉える考え方に立っている。つまり、解散命令の対象はあくまで「宗教法人という法人格」であり、信者が宗教活動を行うこと自体は法律上妨げられないという理解である。 ここから、裁判所は、解散命令を定めた宗教法人法81条1項1号の「法令に違反して著しく公共の福祉を害する行為」という要件について、憲法上の権利制約が問題になる場面としては扱わず、比較的広く解釈することができると考えた。 その結果、 解散の要件である「法令違反」について「刑罰法規に限るという限定解釈」は行わず、「刑罰法規に違反しなくても、民法上の不法行為も含まれる」という立場を採ったと理解される。	X投稿

その点が抑止も軽視しているのが、またこの程度の広がりを持っているのかといった点が十分に吟味されないまま被害規模が大きく評価される場合には、制約が実際以上に正当化される恐れがあることを指摘。

そのうえで、解散の要件である「著しく公共の福祉を害する」要件について、裁判所は、教団や信者による不相当な献金勧誘行為などが、

被害者の

- ①「社会生活において有する財産上の利益」
- ②「精神的苦痛を受けることなく平穩に生活する利益」

を侵害したと認定した。

そして、こうした被害が広がることは、「個々人の利益侵害」にとどまらず、「一般市民」が「財産上の利益を侵害されることなく平穩に生活することのできる社会秩序」という「公共の利益」を損なうものだと評価した。このように、被害を「被害者個人の問題」だけではなく「社会秩序の問題」として位置づけることで、「著しく公共の福祉を害する行為」に該当すると判断した。

最大の問題は、解散命令が宗教法人という制度的基盤を消滅させる以上、信者の宗教活動にも実質的な影響を及ぼす可能性があるという点である。宗教法人は礼拝施設の維持、布教活動、財産管理など宗教活動の制度的基盤を担う存在である。これが解散されれば、信者の宗教活動が事実上困難になる場合もある。したがって、**「解散命令は、信者の宗教行為には法的制限がない」という形式論だけで信教の自由との関係を切り分けることには疑問が残る。**

もし、この事件が最高裁で覆る可能性があるとすれば、「解散命令が宗教法人だけでなく信者の信教の自由（憲法20条）や団体として宗教活動を行う自由（憲法21条に關係する団結の自由の側面）を実質的に制約する処分である」（実質的制約論）と位置付けることである。そうすると、この処分は「憲法上の権利と公共の利益との厳格な利益衡量を要する重大な制約」と評価されることになる。

さらに、宗教法人法81条1項1号の「法令違反」の要件を「民事上の不法行為まで含める」とすれば、比較的広い範囲の行為を理由に宗教法人の解散が可能になる。これが信教の自由に対する過度な制約につながるのであれば、「法令違反」は「刑罰法規違反など重大な違法行為に限定すべきだ」という解釈も理論的には成り立ち得る。

また、「著しく公共の福祉を害する」要件を基礎付ける被害認定のあり方」も問題になり得る。被害事例が現在も継続しているのか、どの程度の広がりを持つのかという点が十分に吟味されないまま被害規模が大きく評価されると、「公共の福祉」を理由とする制約が実際以上に正当化されてしまう可能性がある。特に、過去の事例を中心に評価している場合には、現在性や継続性の検討が不十分ではないかという批判も考えられる。

さらに、比較対象としてあげられるのは「オウム真理教事件」である。オウムの場合は、刑事犯罪としての重大なテロ行為が明確に存在していた。それに対して、本件において民事上の不法行為を中心とする問題を理由に宗教法人を解散させることが、憲法上許されるのかという点は論点となる。

以上を踏まえると、この問題の核心は、宗教法人の解散が信教の自由にどの程度の影響を与えると評価すべきかという点にあると思われる。

東京高裁は、「解散命令は信者の宗教行為を直接制限しない」（形式的制約論）という「形式的理解」に立ち、「憲法上の権利との厳格な衡量を必要としない判断構造」で判断を行った。もし最高裁が「解散命令を信教の自由に対する実質的制約である」（実質的制約論）と位置づければ、より厳格な審査が必要となり、判断枠組み自体が見直される可能性があるのではないだろうか。

⑭	2026年3月6日	鈴木祥平弁護士 (みずがき総合法律事務所 東京弁護士会所属)	<p>鈴木祥平弁護士は、宗教法人法81条1項1号の解釈変更を前提として過去の行為が評価されている点について、実質的に遡及的な評価ではないかとの批判が存在することを指摘。</p> <p>また、2009年の教団によるコンプライアンス宣言以降の違法行為の有無については事実関係に争いがあること。 高額献金に関する民事訴訟が減少したとの指摘がある一方で、政府側は被害相談や弁護士会の調査、民事訴訟や和解事例等を証拠として提出し、裁判所はこれらを総合して組織的な献金勧誘の問題が存在したと認定している。これらのことから、証拠の評価の妥当性について議論が存在すること。</p> <p>献金勧誘の背景事情として教団の教義に触れた裁判所の判断について、宗教の教義そのものは司法審査の対象外とした最高裁判例（板曼茶羅事件）との関係で議論が生じていることを指摘。</p>	<p>旧統一教会（世界平和統一家庭連合）に対する解散命令をめぐることは、さまざまな主張や批判が出ている。議論を整理するためには、何が事実で何が評価や意見なのかを区別して考えることが重要である。</p> <p>まず、宗教法人法81条1項1号は、宗教法人が「法令に違反して著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為」を行った場合、裁判所が解散を命じることができる。この条文は、法令違反が刑事犯罪に限られるとは明記していない。しかし、これまで解散命令が出された事例は、地下鉄サリン事件を起こしたオウム真理教や、詐欺事件で有罪判決が確定していた宗教法人明覚寺など、刑事事件が存在するケースであった。そのため、実務上は重大な刑事犯罪が前提になるのではないかという理解が有力であった。2022年に政府は国会答弁を変更し、民事上の不法行為でも同条の「法令違反」に該当し得るという解釈を示した。これは法律そのものを改正したわけではなく、政府の法解釈を変更したものである。</p> <p>次に、解釈変更を過去の行為に適用した点については、法律の遡及適用とは言えないという見方が一般的である。条文は以前から存在しており、その適用を裁判所が判断したという構造だからである。ただし、長年の解釈を変更して過去の行為を評価しているため、実質的には遡及的ではないかという批判が存在することも事実である。</p> <p>宗教法人審議会の議事録については、逐語録が公開されていない点が問題視されている。しかし行政の審議会では、議事要旨のみを公開する運用は一般的であり、今回だけ特別に非公開にされたわけではない。とはいえ、社会的関心が高い案件であることから、透明性の観点で批判が出ているのも事実である。</p> <p>また、2009年以降の違法行為の証拠がほとんどなかったという主張については、事実関係に争いがある。2009年に教団がコンプライアンス宣言を出した後、高額献金に関する民事訴訟は減少したと指摘されている一方で、政府は被害相談や弁護士会の調査、民事訴訟や和解の事例などを証拠として提出した。裁判所はこれらを総合して組織的な献金勧誘の問題が存在したと認定している。したがって「証拠がなかった」と断定するのは正確ではないが、証拠の評価の妥当性について議論があることは確かである。</p> <p>解散命令手続が非訟事件として扱われる点は事実である。宗教法人の解散命令は通常の民事訴訟ではなく非訟事件手続で行われるため、審理は公開されない。ただし裁判所の決定や理由は公表される。</p> <p>さらに憲法論として重要な論点は、裁判所が教団の教義にどこまで言及したかという問題である。最高裁の「板曼茶羅事件」判決は、信仰対象の真偽など宗教の教義そのものは司法審査の対象外であるとした。今回の高裁判断では、献金勧誘の背景として「万物復帰」などの教義に触れているとされるため、宗教の教義に踏み込んだ判断ではないかという批判が出ている。一方で、裁判所は教義の正しさを判断したのではなく、具体的な勧誘行為の背景事情として言及したに過ぎないという見方もある。</p> <p>このように、統一教会の解散命令をめぐる議論には、事実関係、法律解釈、憲法論が複雑に絡んでいる。重要なのは、主張を評価する際に、確認できる事実と評価や意見を区別しながら冷静に検討することである。</p>	X投稿
---	-----------	--------------------------------------	---	---	-----

⑮	2026年3月6日	鈴木祥平弁護士 (みずがき総合法律事務所 東京弁護士会所属)	<p>鈴木祥平弁護士は、日本国憲法第20条の趣旨から、裁判所は宗教の教義そのものを評価することには慎重であるべきと述べる。信仰対象の真偽など宗教の教義に属する問題について司法審査の対象外とした最高裁判例(板曼茶羅事件判決)との関係で検討を要する点があることを指摘。</p> <p>本件において裁判所が献金勧誘の背景として教団の教義(いわゆる万物復帰)に言及した点について、裁判所の判断が違法な行為の評価にとどまるのか、それとも宗教の教義の評価にまで及んでいるのかが重要な論点となり得ること。もし後者に当たる場合には裁判所が宗教の内容に踏み込んだ判断を行ったことになり、信教の自由との関係で憲法上の問題が提起され得ると指摘。</p>	<p>旧統一教会(世界平和統一家庭連合)に対する解散命令をめぐる東京高裁の判断では、裁判所が宗教団体の教義にどこまで踏み込んで判断してよいのかという憲法上の問題も議論の対象になると思われる。日本国憲法20条は信教の自由を保障しており、国家は宗教の内容に介入してはならないと考えられている。</p> <p>そのため、裁判所も宗教の教義そのものを評価することには慎重であるべきだとされている。この原則を示した有名な判例が、いわゆる「板曼茶羅事件」である。この事件では、日蓮正宗の信仰対象である「板曼茶羅」が本物かどうかという問題が裁判で争われました。この訴訟は、創価学会(当時は日蓮正宗の信徒団体)を被告として、元会員である原告が「信仰の対象である板曼茶羅は偽物だ。誤解していた(民法上の錯誤)。」ということで寄付金の返還を求めた訴訟です。</p> <p>しかし、最高裁は、信仰対象の真偽は宗教の教義に属する問題であり、裁判所が判断すべきものではないとした。もし裁判所が宗教の内容を判断するようになれば、国家が宗教に介入することになり、信教の自由が侵害されるおそれがあるからである。</p> <p>この原則からすると、裁判所が判断できるのは、宗教の教義そのものではなく、社会的な行為が法律に違反しているかどうかという点に限られるとされる。たとえば詐欺や違法な勧誘などがあれば、それが法律に違反しているかどうかを判断することは司法の役割である。しかし、その原因として宗教の教義自体を問題視するような判断になると、信教の自由との関係で問題が生じる可能性がある。</p>	X投稿
---	-----------	--------------------------------------	---	---	-----

				<p>今回の東京高裁の判断では、信者による不当な献金勧誘が行われた背景として、教団の教義にも言及していると報じられている。その際に触れられているのが、「万物復帰（ばんぶつふっき）」という教義である。万物復帰とは、簡単に言うと、人間や世界のすべてのものは最終的には神に帰属すべきものであり、そのために信者は神の目的のために物や財産をささげることが意味を持つとされる、という考え方である。この思想のもとでは、献金や物資の提供が宗教的な意味を持つ行為として理解されることになる。</p> <p>もちろん、宗教団体が献金を求めること自体は、日本では一般的に違法ではない。多くの宗教団体でも寄附や献金は行われている。しかし問題になるのは、その勧誘方法が強引であったり、心理的圧力を利用して高額な献金をさせたりする場合である。そうした行為が社会的に不当であると判断されれば、民事上の不法行為などとして違法と評価される可能性がある。</p> <p>今回の議論のポイントは、裁判所が「不当な献金勧誘」という具体的な行為を評価したのか、それともその背景にある教義そのものを問題視したのかという点である。もし裁判所が、「万物復帰」という教義自体を問題の原因として評価しているのであれば、それは宗教の教義に踏み込んだ判断であり、板曼荼羅事件で示された「宗教の内容には裁判所は立ち入らない」という原則との関係で疑問が生じる。</p> <p>そのため、この問題では、裁判所の判断が「違法な行為の評価」にとどまっているのか、それとも「宗教の教義の評価」にまで及んでいるのかが重要な論点となる。もし後者であるならば、裁判所が宗教の内容に介入しているとして、信教の自由（憲法20条）との関係で憲法上の問題が提起される可能性がある。</p>	
⑬	2026年3月6日	石崎学 (龍谷大学法学部法律学科教授 憲法学者)	信者の宗教上の行為の自由の侵害を否定するX投稿に対して、石崎学教授は、裁判所自身が「解散命令が信者の宗教上の行為を法的に制約する効果を伴わないとしても、憲法の保障する精神的自由の一つとしての信教の自由の重要性に思いを致し、憲法がそのような規制を許容するものであるかどうかを慎重に吟味しなければならない」と述べていることを指摘し、上記のX投稿を批判している。	ひどい。決定文が、解散命令が信者の宗教上の行為を法的に制約する効果をともしないとしても「憲法の保障する精神的自由の一つとしての信教の自由の重要性に思いを致し、憲法がそのような規制を許容するものであるかどうかを慎重に吟味しなければならない」（161頁）として信者の信教の自由の行使が事実上制約されることへの配慮を曲がりなりにもしているのに、そうした配慮すらない冷酷なポストだ。	X投稿

⑰	2026年3月6日	石埼学 (龍谷大学法学部法律学科教授 憲法学者)	<p>石埼教授は、東京高等裁判所の決定は、解散命令が「信者の宗教上の行為を禁止したり制限したりする法的効果を一切伴わない」との前提の下で宗教法人法81条1項1号を適用したこと。</p> <p>および、信者による不相当献金勧誘行為等が個人の財産上の利益や平穩に生活する利益のみならず、社会秩序という公共の利益を侵害したと判断したことに言及。</p> <p>しかし、宗教法人の解散は宗教団体の組織的基盤を失わせることにより、教団及び信者の信教の自由の行使に対して実質的な影響を及ぼし得るものであること。</p> <p>そのような措置が憲法上の権利の制約としてどのように評価されるべきかについて、公共の利益との憲法的衡量を含む慎重な検討が必要であることを述べた。</p>	<p>全文を一読したが、3月4日の家庭連合に対する東京高裁の家庭連合に対する解散命令で憲法論的に重要なのは、解散命令に「信者の宗教上の行為を禁止したり制限したりする法的効果」が「一切伴わない」ことを前提に、だから宗教法人法81条1項1号を限定解釈することもなく、教団の信者らの不相当献金勧誘行為等によって、その対象者の「社会生活において有する財産上の利益」および「精神的苦痛を受けることなく平穩に生活する利益」を不当に侵害するのみならず「一般市民が財産上の利益を侵害されることなく平穩に生活することのできる社会秩序を維持するという公共の利益」までもが損なわれたとしている点だろう。</p> <p>教団および信者の憲法上の権利の制約を一切認めないから、憲法上の権利とその対抗利益の衡量になっていない(する必要がない)決定になっている。そのことからくる全体的な緊張感のなさゆえに、教団の信者らの不相当献金勧誘行為等の認定も緩やかで(安易に被害を認めている)、その結果、被害を過大に見積もっている。その結果対抗利益が実際よりも大きくみえるのだ。</p> <p>最高裁で覆るとすれば、解散命令が教団(法人)および信者の憲法上の権利を制約することを論証する必要があるだろう。そのことについてワレには考えがあるが、ここでは黙っとく。</p>	X投稿
⑱	2026年3月7日	大友信秀金沢大学 人間社会学域 法学類教授 (知的財産法を専門とする法学者)	<p>大友教授は、民事裁判における自由心証主義の運用の問題について言及。</p> <p>裁判官の判断が十分な検証や批判にさらされにくい構造が存在すると指摘。</p>	<p>裁判官の好き嫌いで決まると思っています。だから、それに左右される弁護士たちもこの事実には触れない。これは、構造的な問題です。司法がすでに崩壊していると言う理由です。</p>	X投稿
⑲	2026年3月4日	今岡清 (元SFマガジン編集 長、元翻訳家、天狼 プロダクション代表 取締役)	<p>今岡氏は、解散請求の手続や判断には問題があり、基本的人権との関係で重大な懸念があるとの見解を示した。</p>	<p>高裁でも解散請求が認められた。解散請求には瑕疵が多く基本的人権を踏みにじる暴挙だ。信者でない私は直接の被害者ではないが、政治やマスコミの作る世論で憲法が侵されてはどのような形で被害者になるかわからない。家庭連合は特別抗告を行うようだが応援していきたい。</p>	X投稿
⑳	2026年3月4日	板垣勝彦 (横浜国立大学大学院 国際社会科学研究 院 国際社会科学部 門教授)	<p>板垣教授は、宗教法人格の有無や税制上の優遇措置の問題にとどまらず、解散命令により信者が社会において「反社会的集団の一員」とのレッテルを貼られることに対して、司法が「お墨付きを与えた」ことに危惧を表明している。</p>	<p>法人格の有無や税制優遇措置の剥奪よりも、個々の信者としては、</p> <p>「今回の決定によって、「反社会集団の一員」とレッテル張りされて、信徒たちは、日本社会において差別や偏見に怯え、身を潜めて生きて行かざる得なくなるのではないか」</p> <p>という点が全てだろう。司法がお墨付きを与えてしまった。</p>	X投稿
㉑	2026年3月4日	石井孝明 (経済記者)	<p>石井氏は、解散命令がテロ事件を契機として形成された社会状況の中でなされたこと。</p> <p>問題とされている事案の多くが過去のものであることを指摘。</p>	<p>酷い決定だなあ。私はこの団体を支持してませんが、1・テロの結果であり、テロリストに勝たせてしまった。2・もう20年前以上の騒ぎでしょうに。3・自民党を支配してるはデマ</p> <p>RP旧統一教会に高裁も解散命令、清算手続き開始 民法上の不法行為で初 - 日本経済新聞</p>	X投稿

②②	2026年3月4日	板垣勝彦 (横浜国立大学大学院国際社会科学部 院 国際社会科学部 門教授)	板垣教授は、本件判決が岸田元首相の政治判断に関連する問題として指摘。	高裁でも覆らなかったか。岸田政権の汚点。	X投稿
②③	2026年3月4日	越智寛之 (システムコンサル タント)	越智氏は、民事上の紛争を根拠として宗教法人の解散が認められた前例が形成されたことに言及した。 本件判断の背景として、マスコミの影響が政治や司法の判断に影響を与えたと指摘。	解散命令が出ました。これにより民事紛争で宗教団体が解散させられるという前例が出来てしまいましたね。個人的にはマスコミが作った世論に政治家、裁判所が負けたという風に見えます。元凶はマスコミですね。 【旧統一教会への解散命令】オウムや創価学会とはどう違う？ https://www.youtube.com/watch?v=RiND-YE7DMI	X投稿
②④	2026年3月4日	越智寛之 (システムコンサル タント)	越智氏は、宗教団体の問題点のみを強調するのではなく、信者など関係者が受け得る被害についてもマスコミは報道すべきだと述べる。	マスコミは普通の信者さんの事も報道する必要があるのでは？悪い部分だけを報道すれば国民は間違った判断をしてしまうと思いますよ。 解散命令によって被害を受ける人だって居る。そこも重要な視点じゃないの？ 【旧統一教会解散命令】高裁決定 二世信者による記者会見 https://www.youtube.com/live/SfbqxuszLOA	X投稿
②⑤	2026年3月4日	高田純 名誉教授 (札幌医科大学放射 線防護学名誉教授・ 物理学者)	高田教授は、本件解散命令が政治的文脈の中で行われた可能性に触れる。 日本の法治や民主主義の在り方に重大な影響を及ぼし得る問題であるとの強い懸念を表明。	日本はテロ国家になった 3月4日は日本の命日 共産主義テロリスト側に立った岸田政権が命じた統一教会解散 東京高裁は4日 解散を命じた東京地裁決定を支持 教団の即時抗告を棄却する決定	X投稿

②⑥	2026年3月6日	森上しんぺい (福岡県中間市議会議員)	森上市議会議員は、日本において過去に刑事事件や重大な社会問題を引き起こしたとされる複数の宗教団体が宗教法人として存続している事例に言及。	<p>【宗教法人の闇：それでも「解散」されない現実】 日本には、人の命を奪い、人生を破壊しながら、今も「宗教法人」として君臨し続ける団体がこれだけある。この異常なリストを見てほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・念法眞教：教祖が信者に猥褻行為・強姦。病人への苦行を強いて死亡させた疑い。 ・世界救世教：「心霊療法」で信者を死亡させ、理事らが贈賄容疑で逮捕。 ・法友之会：海岸で「懺悔」と称して暴行を加え、信者を溺死させた。 ・神慈秀明会：「悪魔祓い」と称した凄惨な暴行で7名を死亡させた（福島悪魔祓い殺人事件）。 ・紀元会：内部揉め事を理由に信者を集団暴行し、死に至らしめた。 ・空海密教大金龍院：「お浄め」と称する日常的な暴力により信者が死亡。 ・顕正会：殺人罪を含む12件もの刑事事件を起こしながら存続。 ・法の華三法行：教祖が詐欺罪で有罪。数百億の被害を出しても法人格は維持。 ・聖神中央教会：代表者が少女5人を21回も強姦し懲役20年。 <p>それでも解散なし。なぜ、これほどの「殺人」や「性暴力」があっても、国は解散命令を出さなかったのか？</p> <p>「信教の自由」は、犯罪者の隠れ蓑ではない。過去の凄まじい被害を隠さず認め、不作為を猛省しなければ、本当の変革などあり得ない。</p> <p>特定の時流だけで法解釈を捻じ曲げる前に、この「放置された闇」を直視せよ。 #宗教法人の闇 #念法眞教 #神慈秀明会 #紀元会 #顕正会 #法の華三法行 #聖神中央教会 #解散命令 #信教の自由 #放置された不条理</p>	X投稿
②⑦	2026年3月7日	サム・ブラウンバック (米国合衆国共和党元上院議員、元米国国際信教の自由担当特使、元カンザス州知事、弁護士)	サム・ブラウンバック氏は、犯罪で有罪判決を受けていない宗教共同体を日本政府が解散させることに強い懸念を表明する。 世界人権宣言が保障する思想・良心及び宗教の自由という基本的権利の侵害であること。 解散命令が日本のみならずアジア地域における宗教団体全体に萎縮効果を及ぼすおそれがあるとして、同決定の撤回が必要であることを強く訴える。	<p>It is unbelievable that a democracy would dissolve a legitimate faith community that has not been convicted of a crime. Religious communities are often out of step with shifting cultural attitudes and political winds. As such, they can be viewed as controversial, polarizing or even strange, but that doesn't change their right to exist in a free society. This move by the Japanese government violates the Universal Declaration of Human Rights fundamental right to freedom of conscience. This will have a chilling effect on all religions in Japan and throughout Asia. This decision should be reversed.</p> <p>(日本語：水野訳) 犯罪で有罪判決を受けていない正当な信仰共同体を、民主主義国家が解散させることは、信じがたいことである。宗教の共同体は、変化し続ける文化的な価値観や政治的な潮流と、しばしば歩調を合わせない存在である。そのため、宗教共同体は時に、論争的となったり、社会を二分する存在、そして奇異なものさえ見なされることもある。しかし、自由な社会においては、それを理由として彼らの存在する権利を損なうことは許されない。この日本政府の措置は、世界人権宣言が保障する思想・良心及び宗教の自由という基本的権利に違反するものである。この決定は、日本のみならず、アジア全体におけるすべての宗教に対して萎縮効果をもたらすおそれがある。したがって、この決定は撤回されるべきである。</p>	X投稿

⑳	2026年3月7日	小川一樹 (評論家・憲法学研究家)	小川氏は、解散命令は信者の宗教行為を法的に直接制限するものではないとする東京高等裁判所の判断に最も問題があると指摘する。 宗教法人の解散は信者の宗教活動に実質的な影響を及ぼし得るもの。 憲法上の信教の自由との関係が問題となるとする。 このような憲法上の権利に対する制約を正当化するのであれば、「法令違反」は刑法違反など重大な違法行為に限定して解釈されるべきであると述べる。	>「解散命令は、信者の宗教行為には法的制限がない」という形式論だけで信教の自由との関係を切り分けることには疑問が残る ここが一番問題が残るとして、自分も重視。結局はやはり憲法上の権利が問題となり、その制約は厳格であるとすれば、 解散の要件である法令違反は刑事に限定すべき #旧統一教会	X投稿
㉑	2026年3月6日	小川一樹 (評論家・憲法学研究家)	小川氏は、宗教の教義の価値判断は裁判所の審理対象とならないとした最高裁判例(板曼茶羅事件判決)に言及する。 本件決定が宗教の教義に踏み込んだ判断を行っているとは指摘する。 そのうえで、本件決定を不当な判決と評価しない山尾志桜里氏の見解について、憲法を論じる立場にふさわしくないと疑問を呈している。	事件性の要件を知らないのでもあるまいし…☺ 板まんだら事件で「信仰対象の価値または宗教上の教義に関する判断なしには解決不可能」とされており、本件決定はそれを踏み出した不当な判決と考えないのであれば、憲法を語る資格はないのでは？ #旧統一教会 #家庭連合 #解散命令	X投稿
㉒	2026年3月7日	掛谷英紀 (筑波大学システム情報系准教授、メディア工学者)	掛谷純教授は、日本の憲法学や法曹界は一般に「憲法は国家権力を制約するためのものである」と論ずるかかわらず、家庭連合に関してはその原則が無視されていると疑義を呈する。	日本の憲法学者や法曹界は「憲法は国家権力を縛るもの」とよく言いますが、こと統一教会に関してはその原則を完全に無視しています。今後、彼らが憲法を語っても、もう何の説得力もないでしょう。	X投稿
㉓	2026年3月6日	溝田悟士牧師 (日本監督派キリスト教会東日本および西日本教区兼務監督(神父))	溝田牧師は、特定の宗教団体のみを対象として解散を命じることの妥当性について疑問を呈する。	統一教会の教会を閉鎖するなら、キリスト教会も片っ端から閉鎖してよい。 キリスト教のほうが統一教会よりやったことはひどいから。人も殺したし、金もふんだくった。	X投稿
㉔	2026年3月6日	溝田悟士牧師 (日本監督派キリスト教会東日本および西日本教区兼務監督(神父))	溝田牧師は、解散命令決定により、各地の教会施設の利用が困難となり、信者が礼拝のために集まる場所が事実上失われている点に言及。 宗教団体に対する評価とは別に、信者が礼拝を行う権利は尊重されるべきであること。 礼拝の場が失われることは重大な問題となることを指摘。	解散命令が決まって統一教会の各教会は事実上閉鎖されてしまいました。これは国の最初の説明と違ってしています。毎週集まる礼拝の場所はなくなりました。どんな悪徳な宗教でも、礼拝をする権利を認めるべきなのです。礼拝場所を取り上げるのは弾圧です。悪徳なら悪徳を指摘して矯正すればよい。	X投稿

③③	2026年3月4日	杉山程彦弁護士 (プレミアム法律事務所)	杉山弁護士は、家庭連合の社会的評価にかかわらず、社会的に批判を受けている者であっても、人権は等しく保障されるべきだと述べる。	人権とは日本一の嫌われものにも保障すべきものである。 統一教会は日本一の嫌われものである。 ゆえに、統一教会にも人権を保障しないとイケない。	X投稿
③④	2026年3月4日	林智裕 (著述家・ジャーナリスト)	林氏は、安倍元総理事件後に形成された報道の影響の中で解散命令判断が行われた可能性に言及。 その結果として、我が国の司法に対する社会的信頼が低下したとの懸念を示す。	テロリストに報酬を与えたことで、わが国のメディア、そして創り出されたナラティブに動かされた司法に対する信頼性が、またしても低下したのではないか。	X投稿
③⑤	2026年3月8日	掛谷英紀 (筑波大学システム情報系准教授、メディア工学者)	掛谷准教授は、宗教法人の解散を認める場合には、同様の基準が他の宗教団体にも一貫して適用される必要があると述べる。 宗教法人の解散に関する判断基準が特定の社会的評価等に左右されることに対して警鐘を鳴らす。	その理屈を持ち出すと、創価学会はどうなりますか？個々の不法行為を犯罪として裁くことは必要です。ただ、それを根拠に解散命令を出せるなら、統一教会以外にも解散させなければならない団体はあります。左翼はその線引きに自らの価値観の物差しを使う。それが問題なのです。	X投稿
③⑥	2026年3月8日	掛谷英紀 (筑波大学システム情報系准教授、メディア工学者)	掛谷准教授は、法解釈において裁判官の価値観が影響を及ぼすと指摘。 日本の裁判官は自分の正義が法律より上位と考えるリベラルだと指摘。	これは裁判官にも言えます。米国で判事を保守派、リベラル派に分類すると、前者は法律を条文通りに解釈しようとする。後者は自分の価値観で捻じ曲げて解釈しようとする。 リベラル派は自分の正義が法律より上位にあると思っているのでそういう判決を下す。日本の裁判官はほとんどがリベラル派ですね。	X投稿
③⑦	2026年3月8日	掛谷英紀 (筑波大学システム情報系准教授、メディア工学者)	掛谷准教授は、無神論者のリベラル派裁判官は、法よりも自分たちの正義を優先させる傾向から、裁判官の謙抑性を欠く恐れがあると指摘。	リベラル派は基本的に無神論者。無神論は自分が神であるという幻想につながる。リベラル派判事が自分の正義を法律の条文より優先させるのはそれが理由。 私は人格神に対する信仰はありませんが、自らを無神論者ではなく理神論者と位置付けるのは、自分を神と思っている人たちとの差別化を図るためです。	X投稿
③⑧	2026年3月7日	掛谷英紀 (筑波大学システム情報系准教授、メディア工学者)	掛谷准教授は、日本国憲法が米国憲法の影響を受けて制定されたものであり、その人権思想には聖書の影響があると述べる。 日本の護憲派を自称する左翼は無神論者であり、日本国憲法に敬意をもつはずはないと指摘。	ご存じの通り、 日本国憲法は米国人が書きました。9条以外は米国憲法が色濃く反映されている。そして、その米国憲法はキリスト教の影響を強く受けています。人権思想も聖書にルーツがある。護憲派を自称する日本の左翼たちは無神論者。その彼らが日本国憲法に心の底から敬意をもつはずがありません。	X投稿
③⑨	2026年3月7日	掛谷英紀 (筑波大学システム情報系准教授、メディア工学者)	掛谷准教授は、歴史的に幾多の激変を経て定着してきた「憲法は国家権力を制約するものである」という立憲主義の基本的な考え方について、これを容易に覆そうとする現代人に対し、問題があると指摘。	「憲法は国家権力を縛るもの」という考えはマグナ・カルタがルーツです。1215年から世界は幾多の激変を経験してきました。それを乗り越えて定着した概念が簡単に覆るとするのは、近視眼的な現代人の驕った考えに他なりません。	X投稿
④⑩	2026年3月8日	大友信秀 金沢大学人間社会学域法学類教授 (知的財産法を専門とする法学者)	大友教授は、本件は憲法上の問題があるだけでなく、真実追究を放棄する民事訴訟制度の構造欠陥が関係していると述べる。	旧統一教会解散命令の問題は、確かに、憲法が規定する価値に抵触する面も大きいですが、真実追究を放棄している、民事訴訟の構造欠陥と、それを宗教団体解散命令に適用した、二重の怠慢が直接作用した問題だと見ている。 これを直接解決できるのは、国会しかない。国民の多数に働きかけるしかない。	X投稿

④①	2026年3月8日	大友信秀 金沢大学人間社会学域法学類教授 (知的財産法を専門とする法学者)	大友教授は、政治、文科省及び裁判所の判断過程に問題があったのではないかとの見解を示す。	普通に無法だからです。岸田、文化庁、地裁、高裁。どこか一つでも、プロとしての自覚があれば、こうはなっていないかと思います。旧統一教会潰しを進めたのは反日左翼。でも、これを実行したのは、それとは直接関係ない三流の素人たちでした。ここに、今回の問題の根があります。	X投稿
④②	2026年3月8日	大友信秀 金沢大学人間社会学域法学類教授 (知的財産法を専門とする法学者)	大友教授は、家庭連合をめぐる事実について、広く信じられてきた見方とは異なる真実が今後明らかになると示す。	反旧統一教会の方を驚かせてしまったようです。 もっと驚くことになりますね。 この方々が信じてた世界が幻で、家庭連合が真実を発信していたことが明らかになります。	X投稿
④③	2026年3月8日	板垣勝彦 (横浜国立大学大学院国際社会科学部国際社会科学部門教授)	板垣教授は、国家権力の介入に対して本来慎重であるべきとの立場を示してきた日弁連が、特定の対象に対しては国家権力の介入が正当化されるかのような主張を行っている点について疑問を呈している。	あれほど嫌忌している国家権力の介入も、気に入らない相手に対しては躊躇なく行なえと云う。そこに何の抑制の原理も見出せない。全般に、憲法をつごうよく捉えすぎなんです。	X投稿
④④	2026年3月7日	石崎学 (龍谷大学法学部法律学科教授 憲法学者)	石崎教授は、日本弁護士連合会が家庭連合の解散に伴う残余財産の帰属について、関連団体への移転を防ぐための例外規定を設けるなどの法的措置が必要であるとの声明を発出したことを批判。 特定の団体のみを対象とするような立法措置は、法律が一般的に適用されるべきであるという原則(憲法第41条)において、問題となること。 日弁連が自ら宗教差別を提案し、家庭連合を差別的に取り扱うように要請している点を批判。	日弁連が、家庭連合の解散に伴って、その残余財産が関連団体に引き渡されないようにするための「例外規定を設ける等の法的措置を行うことが不可欠」との声明を發出。 そんな法律は差別的で憲法違反。法律は一般的で(いつでもだれにでも適用されるもので)なければならない(憲法41条)。特定の団体を狙い撃ちにする法律は措置的法律といって許されない。 日弁連は、家庭連合を差別的に扱うよう要請しているといわれても仕方ない。日弁連自ら宗教差別を提案するとは開いた口が塞がらない。 日本弁護士連合会：旧統一教会に対する解散命令確定に当たっての会長談話 https://nichibenren.or.jp/document/statement/year/2026/260304.html @jfbasns より	X投稿
④⑤	2026年3月7日	石崎学 (龍谷大学法学部法律学科教授 憲法学者)	石崎教授は、日弁連が組織として政治的な意見表明を行うことについて、会員の中にも異論が存在する可能性があるとして、そのような表明は弁護士法の改正等により禁止すべきであるとの見解を示す。	日弁連はじめ弁護士会の会としての政治的意見表明を弁護士法を改正して禁止して欲しい。会内でも異論があるだろうし、度を超えている。	X投稿
④⑥	2026年3月7日	石崎学 (龍谷大学法学部法律学科教授 憲法学者)	石崎教授は、宗教法人格の剥奪にとどまらず、家庭連合の存在そのものを抹殺するような動きが生じているのではないかとの懸念を示す。	家庭連合を、宗教法人格の剥奪にとどまらず、抹殺した勢力がいるようです。ナチス台頭の経緯で起った「水晶の夜」のような事態を何としても避けねばなりません。	X投稿

④7	2026年3月7日	板垣勝彦 (横浜国立大学大学院国際社会科学研究 院 国際社会科学部 門教授)	板垣教授は、日弁連が家庭連合の解散に伴う残余財産の帰属について、関連団体への移転を防ぐための例外規定を設けるなどの法的措置が必要であるとの声明を発出したことについて、特定の団体を対象とする立法措置となると強く批判。人権擁護を掲げる日弁連がこのような立法措置を求めることについて問題があると強い懸念を示す。	板垣教授 【日弁連が、家庭連合の解散に伴って、その残余財産が関連団体に引き渡されないようにするための「例外規定を設ける等の法的措置を行うことが不可欠」との声明を発出。】 こんなのダメに決まっているだろ、狙い撃ちすぎる。 石崎教授の返信 これ法学者ならだいたいそう考えますよね。 板垣教授 ・党派性を帯びないまともな法律家なら当然そのように考えます。 ・とりわけ今回の解散命令は微妙な判断なので特にそうです。 ・ だいたい普段は人権擁護団体を標榜しているのにこんな措置法律の制定を要求するなど恥ずかしくないんですか。	X投稿
④8	2026年3月7日	石崎学 (龍谷大学法学部法律学科教授 憲法学者)	石崎教授は、国や裁判所、日本弁護士連合会による家庭連合への対応が度を超えて不当であると強く述べる。	家庭連合さんを擁護して自分にとっていいことは何もないどころか、本来やりたい研究の時間を削られるのだが、 それにしても、それにしても、それにしても、それにしても、それにしても、家庭連合さんに対する国や裁判所や日弁連の態度は度を超えて不当に思えるので、なんか、こう、いじめは許さんみたいなワレの性分からして、やらざるをえない。 早く家庭連合の信者さんたちが平穩に信仰生活をできるようにならないかしらん。	X投稿
④9	2026年3月8日	板垣勝彦 (横浜国立大学大学院国際社会科学研究 院 国際社会科学部 門教授)	板垣教授は、家庭連合に対する対応について、社会的に弱い立場に置かれた者に対する「いじめ」ではないかとの懸念を示す。	やっていることは弱いものいじめの域に入っています。私は弱いものいじめが大嫌いです。法律家は、世の中のすべてが敵に回るような人にとってただ1人の味方になるべき職業ではないでしょうか。率先していじめに加担するのはその精神から最もかけ離れていると思います。	X投稿
⑤0	2026年3月8日	岩田温 (政治学者)	岩田氏は、家庭連合関係者が特定の宗教を信仰しているという理由のみで差別的取扱いを受けている現状を指摘する。特定の宗教を信じていることを理由として差別を正当化する論理は不当であると述べる。	統一教会関係者には人権がないような弾圧がされています。これは憲法に反すると申し上げたい。 私は特定の宗教に肩入れするつもりは全くなく、信教の自由との観点から語りますが、何故か統一協会関係者扱いされます。犯罪行為があれば、取り締まればいい。しかし、 ある宗教を信じているから差別されて仕方ないとの論理は私の信じるリベラリズムとは相容れない。	X投稿
51	2026年3月8日	堀新弁護士 (弁護士法人ブレインハート法律事務所)	堀弁護士は、2018年の消費者契約法改正により、いわゆる靈感商法に対する規制が法的に強化されている事実を述べた。このような立法措置が既に講じられているにもかかわらず、東京地裁及び東京高裁の解散命令において、将来の不法行為防止の必要性との関係で当該事情が十分に検討された形跡が認められないことを指摘。	旧統一教会の解散問題の手續面で一点 安倍政権期の2018年、消費者契約法の改正で野党の主張により靈感商法対策が追加された。これは旧統一教会に対する解散命令の必要性を減少させる方向に働く要素のはずだが(=歯止めができたから)、東京地裁と東京高裁の審理の中でちゃんと検討されたのだろうか？ → 「2018年の消費者契約法改正で靈感商法対策が進んだ」という事実は「解散させなければ今後も不法行為を防げない」という主張に対する反論材料になりうるはずだが、この議論を東京高裁が検討した痕跡は見当たらない。 この点は問題提起するべきと思われる	X投稿

52	2026年3月8日	須賀原洋行 (漫画家)	須賀原洋行は、2018年の消費者契約法改正により、いわゆる靈感商法に対する法的規制が強化されたこと、家庭連合の。安倍元総理暗殺事件を契機として家庭連合に対する社会的批判が急速に高まり、政府による解散命令請求及びその後の司法判断に至ったとの見解を示す。	安倍政権時に作られた消費者契約法には「靈感商法」という文言まで入っており、何かを信じさせたりするような勧誘はできなくなって、靈感商法はかつての年間3000件近くから数件にまで激減して「統一教会」なんてもうほとんど話題にもなっていないのに、安倍元総理暗殺事件を機に左翼勢力が全力で糾弾を始め、岸田総理はあっさり解散請求に応じ、司法まで憲法違反（にならないようこねくり回した異様な論理の）判決を出す始末。	X投稿
53	2026年3月8日	板垣勝彦 (横浜国立大学大学院国際社会科学研究 院 国際社会科学部 門教授)	板垣教授は、宗教二世問題に関する議論の中で、特定の立場に合致しない当事者に対してレッテル貼りが行われていることを指摘。	【結局、宗教二世問題も気に食わない二世に対してはこう言うレッテル貼りをしていくんだよね。】 これは震災の被災者に対しても同じ。福島でも能登でも、気に食わない被災者に対しては無視するどころか酷い攻撃性を発揮した。自分たちに都合の良い被災者なり宗教二世なりを単に利用しているだけでしょう	X投稿
54	2026年3月8日	板垣勝彦 (横浜国立大学大学院国際社会科学研究 院 国際社会科学部 門教授)	板垣教授は、日弁連が通常は人権擁護や国家権力による介入の抑制を強く主張しているにもかかわらず、本件においては宗教団体に対する国家権力の介入に対して同様の姿勢を示していないことを主張。	いつもはあれだけ人権擁護にうるさく、国家権力の介入を忌避する団体が	X投稿
55	2026年3月8日	堀新弁護士 (弁護士法人ブレイ ンハート法律事務 所)	堀弁護士は、宗教法人の解散に伴う清算手続において、損害賠償や債務の弁済が完了した後に残る残余財産については、宗教法人の規則に従い後継団体に承継させるなどの処分を行うことが制度上当然に認められるにもかかわらず、これに対して更なる制限を求める日弁連会長声明の内容は公平性を欠くものであると批判。	日弁連の会長声明のうちこの箇所（備考参照）は見識を疑う 解散命令による清算手続が終了した後の残余財産は、払わねばならない損害賠償や借入金等を弁済し終わった後の残りである。“落とし前”を付けた後に残った財産なのだから、宗教法人の規則に従って処分して良いのは当然で、関連団体に渡しても問題ない。 旧統一教会の解散命令に伴う清算手続の中で、その財産が損害賠償や返金の支払いに回されるのは当然としても、その支払が済んだ後に残るのが“残余財産”。これは宗教法人の決めた規則に従い処分して良いのが当たり前であり（損害賠償等が済んだ後なのだから）そこまで手をつけようとする日弁連は非常識 わかりやすく比喻でいうと、トラブルを起こした人間が強制執行を受けて財産から損害賠償や借金返済をさせられた。それらを全部きれいに支払い終わった後に残りの財産があったとしても、将来の悪さを防ぐため自由に使えないようにさせる、と言っているのが日弁連	X投稿
56	2026年3月8日	堀新弁護士 (弁護士法人ブレイ ンハート法律事務 所)	堀弁護士は、損害賠償等の弁済後に残余財産が生じ得る状況であるにもかかわらず、その処分にまで制限を求める日弁連の主張は制度趣旨に照らして不合理であると主張。	オウムの時は損害賠償等>全財産で金額が足りず破産になったので、財産隠しを防ぎ損害賠償に少しでも回す必要があった 日弁連が今言ってるのは、財産>損害賠償等で残りの財産(本来は自由に使えるはず)があっても自由にさせるな、という滅茶苦茶な理屈。	X投稿

57	2026年3月8日	宮永亮 (京都精華大学 芸術学部 造形学科 准教授)	宮永准教授は、日弁連が旧統一教会の残余財産の帰属に関して例外的な立法措置を求める声明について、弁護士団体が、特定の事案に関して立法措置にまで踏み込んだ意思表示を行っていることの妥当性に疑問を呈す。	(2026年3月7日投稿) なぜ「弁護士の団体」がここまでの意思表示をする必要が有るのだろうか。 (日弁連声明を引用：備考参照) (2026年3月8日投稿) 弁護士という司法の世界に大きく関わる人間たちが、立法の内容に口出してきてる現象と一般的には言えると思うが。裁判官のように公務員ではないから禁じられたことではなかろうが、でも基本的スタンスとして「今ある法」の中で勝負すべき人々が立法に踏み込んでくるの、ものすごいキナ臭い事態 では。	X投稿
58	2026年3月8日	宮永亮 (京都精華大学 芸術学部 造形学科 准教授)	宮永准教授は、本件の宗教法人解散に関する司法判断が将来他の宗教団体にも影響を及ぼし得るにもかかわらず、宗教界においてその点に関する十分な危機感が持たれていないことに懸念を示す。	しかし、旧統一教会と他宗教の間にも色々あるんだとは予想はするが、他宗教はマジで今回のような司法の宗教への判例が将来自分らにもものしかかってくる事を心配してないのだろうか。普通の信者がこのヤバさを意識できなくとも、指導層レベルであれば気付くと思うんだが… マジでわかってないのかな？	X投稿
59	2026年3月8日	掛谷英紀 (筑波大学システム情報系准教授、メディア工学者)	掛谷准教授は、法律は国民の代表である国会によって制定されるもの。その解釈及び適用に当たっては裁判官が恣意的に拡張解釈を行うべきではないと批判。	法律の条文は国民が選挙で選んだ国会議員が議論を重ねて決めたものです。それを裁判官が勝手に解釈して適用すべきではない。何が国益か、国民の幸福かは人によって判断が異なる。裁判官がそれを自分の勝手な解釈で決めて判決を出せるようになれば、それこそ独裁です。	X投稿
60	2026年3月8日	佐藤信顕 (佐藤葬祭 代表取締役)	佐藤氏は、宗教を信仰するという内心の自由に対する国家の介入について、問題があると指摘。	そりゃ僕も同意です。家庭連合さんがスラップ訴訟みたいの繰り返し周りに圧力掛けるような団体だったとしても、 宗教って言う内心の自由に自分の都合で圧かけた、岸田は許せないほうが勝るのです。 僕は旧統一教会擁護ではありません。けれども、 今回の高裁の判決は理解しがたいというだけです。	X投稿
61	2026年3月7日	村松ひろみ (甲府市議会議員 無所属)	本件に関する司法判断及び日弁連会長声明について、地方議員の立場から批判が示されていること。	司法が酷すぎる…	X投稿
62	2026年3月8日	須賀原洋行 (漫画家)	須賀原氏は、日弁連会長声明について、その内容が日弁連全体の意思を代表するものかについて疑問を呈する。	日弁連は本当に日弁連なんだろうか。 日弁連の中にいる一部の極左思想活動標榜グループ集団がなぜか日弁連を仕切っていて勝手に日弁連としての声明を出してるんじゃないの。	X投稿
63	2026年3月8日	楊井人文弁護士	楊井氏は、日弁連会長声明の趣旨に沿った立法措置が行われた場合には違憲立法となると明言する。	【疑問】この談話発表にあたり、旧統一教会にも信者にも法の下での平等により各種の人権が保障され、不当な差別が禁じられていることへの配慮をしたのだろうか (なお、日弁連の声明や談話は弁護士の総意でもなければ、代表的な見解でもありません) →日本弁護士連合会：旧統一教会に対する解散命令確定に当たっての会長談話 (堀弁護士のX投稿(55：備考参照)に対して) この指摘の通り。この日弁連の声明通りの立法措置をするなら違憲立法になる可能性がある。日弁連執行部の見識が疑われる	X投稿

64	2026年3月7日	加藤文宏 (著述家・ジャーナリスト)	加藤氏は、本件の地裁及び高裁による解散命令に関する判断並びにその後の清算手続について、その内容が極めて特異な事例として将来法学的検討の対象となり得ると指摘。	まあ地裁決定とともに解散命令の高裁決定は、のちのち法学の教科書に掲載されるでしょうね。 これほど異様なものはないから 。そして今はまだ語られず整理されていないが清算にあたってのあれこれが、これもまた問題視されるだろう。たぶん国内だけでなく海外の諸分野で。	X投稿
65	2026年3月8日	大友信秀金沢大学 人間社会学域 法学類教授 (知的財産法を専門とする法学者)	大友教授は、本件の裁判所の判断において、自由心証主義の在り方が問題だと疑問を呈す。	当の裁判官にとっては、 いつもの自由心証主義 で臨んだだけなんだろう。裁判官は残念な方々です。	X投稿
66	2026年3月8日	加藤文宏 (著述家・ジャーナリスト)	加藤氏は、本件解散命令決定において、民事事件における和解の成立を不法行為の悪質性の根拠として評価している点について、そのような評価は和解制度の趣旨に照らして疑問があると批判。	解散命令決定を読むと分かること。 当事者同士の譲歩が「和解」。成立すると後から蒸し返すことができない。 ところが 和解したのは、悪質なことをした自覚があるからだ ——とされたのが家庭連合への解散命令。 あとは推論の積み重ね。 和解＝悪質認定。和解の概念がむちゃくちゃなことになっている。	X投稿
67	2026年3月8日	石崎学 (龍谷大学法学部法律学科教授 憲法学者)	石崎教授は、家庭連合に対する社会的批判の背景に、信者を自律的な主体としてではなく判断能力を欠く被害者として捉えるパターンリズム的発想が存在すると指摘。そのような善意に基づく介入が精神的自由を侵害する結果をもたらす得るとの見解を示す。	誰がどうということはないのだけれども、家庭連合に対する激しいバッシングの背景にパターンリズム（父が子にする介入）があるように思う。すなわち、韓国生まれの邪教に判断能力を奪われ騙されている哀れな人たちを助けてあげましょうという尊大な立場。全くもって余計なお世話。ワレは、家庭連合の信者さんたちは、しっかりした大人で、自分の判断で、真摯に信仰し、宗教活動をしていると思う。後藤徹さんの『死闘』を読んだときにそれは非常に強く思った。 もし、反家庭連合の人たちが、上記のような尊大なパターンリズムを抱いているのであれば、ただちに放棄して、家庭連合やその信者さんらのありのままの姿を見つめるべきだ。私たちと同等な一人前の人間として向き合うべきだ。 (以下コメントが寄せられる) 家庭連合を自動的に悪とみなし、寄付を行う信者さんを自律した一人の人間と認めず、判断能力がない被害者とみなす二重の差別意識が世論にも行政にも司法にもあると思っています。 しかもその多くの人の動機が善意だから、それが精神の自由を侵食するパターンリズムであることに無自覚であり、その態度の修正に結びつきにくいという構造的問題があると思っています🙄 (上記コメントに対する石崎教授の返信) 反家庭連合の人たち、おそらく、善意ですよ。尊大な善意が精神的自由を破壊していく過程を私たちは目の当たりにしているのかもしれない。 そういえば、ハンセン病患者を隔離していった人たち（例えば看護師の小川正子）も善意の塊のような人たちでしたね。	X投稿
68	2026年3月9日	石崎学 (龍谷大学法学部法律学科教授 憲法学者)	石崎教授は、信者名簿に基づき過去の献金状況を網羅的に調査すべきとする紀藤弁護士的主張について、そのような調査は信者の信仰内容や宗教活動に国家が介入することにつながり、憲法上問題となると批判。	紀藤弁護士は「まず信者名簿を基に、過去に誰がいつ、いくら献金をしたのかの実態を調べるべきだ」と主張。 信者さんたちの信仰に土足で踏み込むようなことが憲法上許されるはずもない。 被害者救済の名の下に、全信者を被害者とみなして、パターンリスティックにかかれらの信仰を踏みじり、この国の信教の自由を破壊していくつもりか。 度を越えた横暴だ。	X投稿

69	2026年3月9日	菊池誠 (物理学者)	菊池氏は、家庭連合信者に対して、人権擁護を掲げる全国弁連の弁護士が、信者に対する人権侵害を正当化する事に対して批判する。	統一教会信者になら人権侵害しても構わないと考える人たちが多すぎるよね。紀藤さん、人権派弁護士じゃないんだよな、結局	X投稿
70	2026年3月9日	田村明啓 (群馬県富岡市本成寺住職・遠寿院修法師・最上稲荷修法師)	田村住職は、家庭連合を支持する立場ではないことを前提としつつも、宗教法人に対する解散命令については慎重であるべきであると主張する。 特定の宗教団体のみを対象とする、恣意的な法運用が将来他の宗教団体にも波及すると宗教者として懸念を示す。	自分、旧統一教会さんの味方ではないですし、日本第一主義ですし、寺社仏閣こそ守られるべきと思ってます。その上で「 宗教法人の解散命令については慎重になるべき 」と思います。やっぱり叩かれようが何だろうが、そこは譲れない。 ポジショントークに聞こえるかも知れないけど…何でもそうなんですけど、 ○有利な事実 ×不利な事実 両方がある訳で、両方についてしっかり考えるのが普通なんですよね。でもネットだと「不利な事実だけを挙げて家庭連合を叩く」のが正義になってる気がします。 有利・不利、どちらの事実も挙げて「こう思う」と言うと 「統一教会の味方なんだろ、くそ坊主！」 「被害者の気持ちになれ！」 とかめっちゃ言われるし。特定の団体を狙い撃ちした恣意的な法運用が、将来的に伝統宗教へ波及しないことを祈りつつ、まじめにやっていくしかないですね👉 後、信者個人を叩くのも違うぞ、と言っておきます。僕はこの点に関して言うと、創価学会や顕正会についても信仰の違いだけを理由に、信者個人は別に叩かないし。 #長文失礼しました	X投稿

71	2026年3月9日	ピーター・ゾーラー (ジャーナリスト ・宗教の自由フォー ラム欧州・FOREF Europe エグゼクティブディ レクター)	ピーター・ゾーラー氏は、刑事有罪判決が存在しないにもかかわらず解散命令が進められたこと。 またその結果として多数の礼拝施設が閉鎖され信者が宗教活動の場を失う状況が生じていることを指摘する。 本件が純粋な法的手続であったのか、それとも政治的背景を有する運動であったのかについて国際的に問題提起がなされていることを示す。	<p>JAPAN Who pushed the legal campaign to dissolve Japan' s Family Federation? Reports indicate that 191 lawyers were involved - and 99 are said to be members of the Communist Party, with many others linked to socialist parties. This raises serious questions about the ideological context behind the case. @FOREF_EU</p> <p>(日本語訳：水野) 誰が日本の家庭連合を解散させるための法的キャンペーンを推進したのか？ 報道によれば、この運動には191人の弁護士が関与しており、そのうち99人が共産党員であると言われ、さらに多くが社会主義系政党と関係しているとされている。 このことは、本件の背後にある思想的背景について重大な疑問を提起する。</p> <p>These lawyers claimed to represent alleged victims and played a central role in the legal campaign that ultimately led to the dissolution ruling against the Family Federation. The case itself was unusual: The dissolution was pursued without a criminal conviction against the religious organization.</p> <p>(日本語訳：水野) これらの弁護士は、いわゆる被害者を代理していると主張し、最終的に家庭連合に対する解散決定へと至った法的運動において中心的な役割を果たした。この事件自体も異例である。 すなわち、この解散手続は、当該宗教団体に対する刑事有罪判決が存在しないにもかかわらず進められたのである。</p>	X投稿
----	-----------	--	--	--	-----

Critics argue the campaign reflects a broader climate of hostility toward minority religions in Japan. UN Special Rapporteurs have also warned that dissolving a religious organization based on vague notions of “public welfare” risks violating international human rights law.

(日本語訳：水野)
批評家は、この運動が、日本における宗教マイノリティに対するより広範な敵対的風潮を反映している述べる。また、国連特別報告者らも、「公共の福祉」という曖昧な概念を根拠として宗教団体を解散させることは、国際人権法に違反する危険があると警告している。

The result?
Liquidators have already closed around 260 places of worship, leaving hundreds of thousands of believers without their traditional religious spaces. The question now being asked internationally:
Was this a legal process - or a political campaign?

(日本語訳：水野)
その結果どうなったのか？ 清算人はすでに約260か所の礼拝施設を閉鎖しており、数十万人の信者が従来の宗教的な礼拝の場を失う状況となっている。そして現在、国際的に次のような問いが提起されている。
これは本当に法的手続だったのか、それとも政治的なキャンペーンだったのか？

Religious freedom is tested most when applied to unpopular minorities.
Developments in Japan deserve careful international attention.
#ReligiousFreedom #FoRB #Japan

(日本語訳：水野)
宗教の自由が真に試されるのは、社会的に人気のない少数派に適用されるときである。日本で起きている動向は、国際社会による慎重な注視に値する。

#宗教の自由
#信教の自由 (FoRB：宗教又は信念の自由)
#日本

72	2026年3月10日	幸福実現党	<p>幸福実現党は、民法上の不法行為を根拠として宗教法人の解散を認めたことが信教の自由との関係で重大な問題を生じると強く批判する。</p> <p>当該声明は、本件解散命令が民法上の不法行為を根拠として宗教法人の解散が命じられた初めての事例であることに着目し、このような判断枠組みが今後、国家による宗教団体への恣意的介入の余地を拡大する可能性があるとの懸念を示す。</p> <p>また、礼拝施設を含む教団財産が清算されることにより、宗教活動が著しく制約されること。実質的には信教の自由に重大な影響を及ぼすと批判する。</p>	<p>民法上の不法行為を根拠とした解散命令は「信教の自由」の侵害につながる（党声明）</p> <p>私たちが危惧するのは、今回の解散命令が、民法上の不法行為を根拠としてなされた初めてのケースであることです。民法上の不法行為を根拠に宗教の正邪を判断し、解散を命じる前例をつくることは、国家による恣意的な判断の余地を与えかねません。</p> <p>解散命令が出されても「信教の自由」は保障されるとの主張もありますが、礼拝施設も含む教団財産が清算されれば、宗教活動が著しく制限されます。これは明らかな「信教の自由」の侵害です。</p> <p>東京高裁による決定要旨からも、今回の解散命令に、安倍元首相に対する銃撃事件が多大な影響を与えていることは明白です。「個人の犯罪」を全体の問題にすり替えていくことは、法治国家の姿勢とは言えません。</p> <p>幸福実現党は、「信教の自由」はあらゆる人権の根拠となる「人権中の人権」であり、信教の自由の侵害は、内心の自由や言論・出版の自由をはじめ、他の自由を奪うことにつながりかねないと危惧しています。</p>	X投稿
73	2026年3月10日	穂積茂行 (株式会社シーテック代表取締役・「日本国憲法下でのイスラム教対応を考える会」共同代表)	<p>穂積氏は、解散命令の判断が、宗教団体に対する国家介入の範囲、及び信教の自由との関係において慎重に検討すべきだと述べる。</p> <p>第一に、国家に対する直接的な反逆行為や重大な刑事犯罪が認定された事例とは全く異なるのに、宗教法人の解散という極めて強い措置が行われたこと。信教の自由に対する比例原則を欠いていると指摘。</p> <p>第二に、被害額の算定において、和解金や示談金を含めた金額が被害総額として扱われていること。その評価方法が恣意的であることを指摘する。</p>	<p>①家庭連合=旧統一教会への解散命令は、高額献金被害が深刻とはいえ、あくまで民事の範疇に留まる。国家への直接的な反逆行為ではない中での今回の解散命令はいかにも厳しく、どうしても信教の自由への比例原則を欠くように見えてしまう。</p> <p>また、日弁連が残余財産の帰属について例外規定を設けるとした徹底的な弾圧姿勢も、長年スパイ防止法制定と憲法改正を掲げてきた勝共連合との政治・イデオロギー闘争の延長線上にある印象が強く、純粋な被害者救済を超えた意図を感じざるを得ない。</p> <p>②そこなんですよね。和解金や示談金を被害総額としていることも恣意的かと。</p>	X投稿
74	2026年3月9日	石崎学 (龍谷大学法学部法律学科教授 憲法学者)	<p>石崎教授は、特別抗告を申し立てについて、信教の自由という憲法上の重要な権利との関係から当然の法的手続であると評価。</p> <p>また、本件は家庭連合という特定の宗教団体の問題にとどまらず、日本における信教の自由、さらには精神的自由の保障の在り方に関わる重要な問題であると指摘。</p>	<p>当然の特別抗告。信教の自由を軽視した東京高裁決定をひっくりかえすことは、当事者である家庭連合のためのみならず、我が国の信教の自由ひいては精神的自由のために不可欠なこと。 非訟事件の特別抗告理由は憲法解釈の誤り又は憲法違反の主張だけ。</p> <p>大いにやりましょう！憲法論！受けて立つ！</p> <p>旧統一が特別抗告 解散命令に不服 #Yahooニュース</p>	X投稿

75	2026年3月9日	徳永信一弁護士	<p>徳永弁護士は、裁判においては、明らかな、高度の蓋然性に基づく厳格な事実認定が必要であると指摘する。</p> <p>「可能性」「推定」「一応の根拠」といった事実認定をした高裁判断は、法律要件として求められる厳格な事実認定を行っていないと述べる。</p>	<p>「可能性」ではなく「高度の蓋然性」が「明らかな」要件を必要とする法律要件に求められるものではないのか。それが、およそ裁判というものではないのか。</p> <p>「可能性」とか「推定」とか「一応の根拠」と言ったものは法律要件の「厳格な認定とは異なるもの。</p>	X投稿
76	2026年3月9日	徳永信一弁護士	<p>徳永弁護士は、解散命令は宗教法人に対する極めて重大な法的措置であるから、その適用に当たっては、当該行為の悪質性、組織性及び継続性を含め、証拠に基づいて厳格に認定されるべきであると述べる。しかし、本件においては、そのような観点から十分な検討がなされたとは言い難い。</p> <p>一般に裁判における事実認定は、証拠に基づく「高度の蓋然性」による証明を要する。そのため、単なる「可能性」や「推定」といった段階の判断によって法律要件の充足を認めた本判決は、裁判における事実認定の在り方として相当とは言えない。</p>	<p>根本問題 果たして宗教法人法81条1項の解散要件があると言えるのか。悪質性、組織性、継続性の要件。</p> <p>証明と「可能性」は相反する。法律要件の証明の程度は、「高度の蓋然性」のはずだった。つまり、「可能性」はある＝「証明」に至らない＝高度の蓋然性はないの謂。</p> <p>いくら非訟事件とはいえ、「証拠」による「証明」のルールまで逸脱するとは、およそ裁判の名の前で行われるべき手続きとはいえない。</p>	X投稿
77	2026年3月9日	徳永信一弁護士	<p>本件解散命令は、宗教法人の法人格を消滅させ、信徒の宗教活動に重大な影響を及ぼすものであることから、証拠に基づく厳格な事実認定と公開裁判の原則（憲法82条）に照らした慎重な手続が求められるにもかかわらず、そのような手続が尽くされたとは言い難い。</p> <p>また、国際人権規約14条が保障する公正かつ公開の裁判を受ける権利との関係においても、検討を要する問題があると徳永弁護士は述べる。</p>	<p>誰がどう見ても証拠裁判主義に違反している。憲法82条のいう憲法上の司法とは違うということをか。</p> <p>最高裁でも非訟であって司法ではないという形式論を貫かれたら...。お手上げだ。</p> <p>逆に、人権侵害を伴う裁判は公開の裁判が必要だという世界人権規約14条から最高裁を突き上げるしかない。</p>	X投稿
78	2026年3月8日	佐藤あつし 墨田区区議会議員	<p>佐藤区議会議員は、日本では、過去の宗教弾圧の歴史への反省から、日本国憲法において信教の自由が保障され、特に内心の自由は侵すことのできない基本的人権として位置付けられていると述べる。</p> <p>したがって、国家が宗教団体に対して重大な制約を加える場合には、信教の自由及び人権保障の原則に照らし、極めて慎重な検討が求められることを指摘する。</p>	<p>日本には宗教弾圧の暗い歴史があったことを忘れてはいけない。大本事件、天理教の弾圧、創価学会牧口会長の投獄など。</p> <p>こうした反省の下、憲法には信教の自由が書かれ、内心の絶対的自由が保障されるに至った。</p> <p>どんな人にも平等に人権があり、どんな人にも信じる道を歩む自由がある。その原則を忘れた時に、再び弾圧の時代が訪れる。これは歴史的警鐘である。</p>	X投稿

79	2026年3月8日	掛谷英紀 (筑波大学システム情報系准教授、メディア工学者)	掛谷准教授は、家庭連合に対して共感を抱く立場ではないとしつつも、日本国憲法に基づき、人権及び思想・信条の自由は、立場にかかわらずすべての人に等しく保障されるべきであると指摘した。	私は統一教会にはシンパシーを全く感じません。私が好む人も嫌う人も、私に好意的な人も敵意を持つ人も、 全ての人に等しく人権と思想信条の自由が保障されるべきという日本国憲法を尊重しているだけです 。その意味で、私は自称護憲派の左翼たちより護憲派なのかもしれません。	X投稿
80	2026年3月8日	岩田温 (政治学者)	岩田氏は、特定の宗教団体の是非とは別問題として、日本国憲法において信教の自由が基本的人権として保障されていることを再三指摘した。	日本国憲法で信教の自由は認められている。スパイとか何も関係ないでしょう。何度も繰り返しますが、私は統一教会の教えが正しいとかそういったことを論じているのではないです。 信教の自由は憲法で保障されていると いっているだけです。	X投稿
81	2026年3月11日	大友信秀金沢大学人間社会学域法学類教授 (知的財産法を専門とする法学者)	大友教授は、本件に対して、信仰の有無に関係なく、行政及び司法が憲法の原則に基づいているかが問われる重要な問題であると指摘。	そういうことです。私に信者レッテル貼ろうと頑張ってる方のポストにいいねがゼロ。そもそも、この問題は、信者か非信者かで立場が変わる問題ではない。 日本国の行政と司法が崩壊のフチにあるという危機に信仰、非信仰は関係ない 。	X投稿
82	2026年3月11日	大友信秀金沢大学人間社会学域法学類教授 (知的財産法を専門とする法学者)	大友教授が、本件に関する幸福実現党の声明について、宗教団体として極めて正当な内容であると評価したこと。本来であれば日本国憲法の尊重を掲げる弁護士団体が、宗教の自由や憲法原理の観点から積極的に意見を表明すべきであるにもかかわらず、全く発言が見られない状況に疑問を呈する。	宗教団体として、極めて真っ当な声明 。 高裁決定と文化庁の解散命令の無法にも触れてほしかったが。ほんらいは、弁護士集団と左翼が出すべきもの。普段、あれだけ日本国憲法が〜！と叫んでいる集団が謎の沈黙。	X投稿
83	2026年3月11日	きぬ川広志 長岡市議会議員	きぬ川長岡市議会議員は、家庭連合について、①献金行為の法的評価、②民事上の問題のみを理由として宗教法人の解散命令を出すことの憲法上の問題、③宗教法人格の剥奪と信教の自由との関係、④脱会活動をめぐる人権侵害の可能性、等について指摘した意見である。	子供の口座・子供名義で親が借金してまで献金しているのは、そこにマインドコントロールや、脅迫などの犯罪が無ければ親の犯罪行為であって、旧統一教会の犯罪では有りません 。旧統一教会の問題について少し調べて見ましたが、民法だけの問題をもって解散命令を出した事は、信教の自由の問題に抵触する可能性が高いと考えます。 宗教法人を解散しても宗教法人格以外の法人格で活動出来る事から、信教の自由が担保されているとする説明は、税制優遇などがある他宗教法人との公平性の観点から大きな疑問が残ります。 その事と別では有りますが、浜田先生の、紀藤弁護士に対する問題提起については、事実であれば刑事事件にもなりうる人権侵害の可能性が含まれており、事実と異なるのであれば、しっかりと反論がなされるべきだと思いますし、反論されないのであれば、紀藤弁護士側が、旧統一教会信者に対し脱会を強制した事が事実として理解されるのは自然の流れだと考えます。	X投稿
84	2026年3月11日	大友信秀金沢大学人間社会学域法学類教授 (知的財産法を専門とする法学者)	大友教授は、信仰を持たない立場にある者であっても、宗教が社会において果たしてきた役割や意義を認め、宗教そのものを否定することはできないとの見解を示す。	信仰心のない私だが、宗教の役割はわかる。だから、信仰は否定しない 。ブッダの教えを理解しながら、それとは一見異なる方法で人々を救おうとした親鸞さんのような方もいる。その時代に人々を救うために、宗教を必要としている方々がいることは理解できる。	X投稿

85	2026年3月11日	穂積茂行 (株式会社シーテック代表取締役・「日本国憲法下でのイスラム教対応を考える会」共同代表)	穂積氏は、解散命令の是非についての評価とは別に、社会的に批判されている宗教団体であったとしても、テロ事件を契機として国家の措置により結果的に当該団体の解体が進むのであれば、それはテロリズムの目的が実現される構図となり得るとの懸念を示す。	今回の旧統一教会への解散命令は、図らずも「テロリストの目的を国家が代行した」ということではないのかな。僕自身、教団の正邪について見極められるほどの知見はない。だが、 対象がいかにか社会から邪教と忌み嫌われる存在だったとて、テロが特定の宗教を解体へと追いやる「呼び水」として肯定される社会は果たして健全と言えるのか。	X投稿
86	2026年3月11日	石崎学 (龍谷大学法学部法律学科教授 憲法学者)	石崎教授は、家庭連合が集めた資金を用いて違法又は不当な活動を行っている、あるいは行おうとしているとの事情が示されていない点を指摘。	家庭連合への解散命令について3月4日の東京高裁決定を全文読んでも同教団が集めた資金で違法ないし不当な活動をやっている(やろうとしている)という事情が一切ないことはもっと注目されていい。これで「著しく公共の福祉を害することが明らか」(宗教法人法81条1項1号)は無理がある。	X投稿
87	2026年3月11日	徳永信一弁護士	徳永弁護士は、「著しく公共の福祉に違反することが明らか」との要件について、推定や疑いは証拠によって、証明されたとは言い難いと述べる。	どこまで行っても「保安処分」だ。「著しく公共の福祉に違反することが明らか」という法律要件は、推定や疑いや可能性はあっても、とても証拠をもって証明されたとは言い難い。	X投稿
88	2026年3月11日	仲正昌樹教授 (金沢大学人間社会学域法学類教授・政治思想史)	仲正教授は、高裁決定が不法行為について「成立可能性が相応」「成立可能性が否定できない」などの曖昧な表現を用い、確定した不法行為額だけでは少額となるため和解・示談まで算入して被害を拡張している点を指摘する。 また、コンプライアンス宣言以降の不法行為事案が大幅に減少しているにもかかわらず、教義に基づく将来の可能性を推測して解散命令を正当化していると批判している。	統一教会の解散命令で東京高裁の決定の根拠になった「不法行為成立件数」を、中山弁護士が分析した所、裁判で不法行為として「確定」したものはコンプライアンス宣言(2009)後は総計で1868万円にまで減っており、この間の信者の献金総額の3万4千分の1。数万人の信者の内2~3名が訴えた計算になる。 上記の表の「成立可能性が相応」とか「成立可能性が否定できない」は高裁決定の表現。1868万円だと少なすぎるので、和解・示談も参入して額を増やしたものの。自分に非があると思って和解・示談に応じたのであろうという、裁判所と思えないすごい推測でこれらを算入したものの、まだ少ない感じがする。 本来はゼロでないといけませんが、数万人の教団で15年間で確定不法行為1868万円で解散ということになれば、当てはまってしまう宗教はどれだけあるか。それで和解・示談まで無理に算入して、屁理屈でその算入を正当化したが、それでも苦しい。そこで教義を持ち出し、こういう教義なので…という展開に。 万物復帰、エバ国家、霊界の解放、韓鶴子氏の特別の位置付けなど教義に否定的に言及し、「こういう教義に基づいて過去にこれだけ献金させたのだから、ほとぼりが冷めたらまたやる可能性が高い(他の宗教とは違う)」という、まるで有田氏やエイト氏のカルト本のような雑な推測で、解散命令を正当化。 コンプライアンス宣言以降、裁判で不法行為として認められた事案がどれくらい減ったか示す、中山弁護士が作成したグラフです。 激減しているのが明白なため、高裁が、成立可能性がある、などと曖昧なことを言い出したのが見て取れます。	X投稿

89	2026年3月12日	仲正昌樹教授 (金沢大学人間社会学域法学類教授・政治思想史)	仲正教授は、国と宗教団体が解散をめぐる明確に対立しているにもかかわらず、これを争訟性のない非訟事件として処理する日本の制度は異常であると指摘する。1951年制定の宗教法人法には、戦前の宗教団体法に見られた、宗教団体を行政の管理対象とする発想が継承されている可能性があるとして指摘する。	<p>統一教会の事例のように、国と当該宗教が解散をめぐる真っ向から対立しているのに、争訟（紛争）性がない事案と同様に非訟事件として扱う日本の宗教法人法は異常。そんなことをするのは日本だけだと思う。</p> <p>これが間違っているという憲法・比較法学者など専門家の方がいれば、是非お教え頂きたい。</p> <p>これはまだ確信はないのだが、1951年に制定された今の宗教法人法は、1939年に制定された戦前の宗教団体法の、宗教団体を行政の下部組織と見なす発想を一部受け継いでいるのではないか、と思う。行政が正しい宗教か間違っている宗教か決めて、国家神道を中心に宗教のバランスを保つ。その遺物が81条。</p> <p>これは憲法学・比較法学上の重要な問題だと思うが、統一教会の解散問題で小林節先生が意見書を書くまでは、日本の法学会では全くノーマークだったのではないか？重要な論点のはずだが、法学者も人権派弁護士も統一教会へのバイアスゆえか、保身のためか手を出そうとしない。違うなら、示してほしい。</p> <p>私は普段は、戦前の国家統制的法律の遺産とか、日本が国際的に遅れているとか、進歩的知識人っぽいことを言うがらではないし、好きではないが、統一教会問題抜きに、「宗教法人法と非訟事件訴訟法」という重要な問題を論じようという声が聞こえてこないの、あえて、柄にもないことを言っている。</p>	X投稿
90	2026年3月13日	石崎学 (龍谷大学法学部法律学科教授 憲法学者)	石崎教授は、結社の自由には法人格取得権が含まれるとする学説（井上典之『結社の自由の法理』信山社2014年）を引用し、宗教法人格は憲法20条の信教の自由および結社の自由に基づく重要な法的利益であり、一度取得した宗教法人格はみだりに剥奪されない利益を伴うと指摘する。その上で、宗教法人法の解散事由は精神的自由に関わる利益を強く制約するものであるから極めて限定的に解釈されるべきであること。財産上の不法行為やその抽象的可能性のみでは「著しく公共の福祉を害することが明らか」とは評価できないこと。以上により、家庭連合に対する解散命令決定は憲法解釈を誤ったものであると指摘する。	<p>家庭連合への解散命令の特別抗告審で主張すべき憲法論の核心は井上武史先生のこれだと思われる。解散命令が憲法20条1項の信教の自由（宗教的結社の自由）を直接制約するものであり、ゆえに非公開で行ってはならないことを主張するために不可欠。</p> <p>井上先生は、「結社設立の自由を認めておきながら、設立された結社が法の世界において権利主体として活動することを認めないという通説の『結社の自由』理解を批判し、「法人格がないために対外的な取引を制約された団体に、十分な活動を期待できるかは疑問」であり、「日本においても、小規模又は短期間の団体ならばともかく、継続的に何らかの社会的活動をしようとするれば、運営費（会費又は寄付）の確保、活動のための施設・設備の保有および第三者との取引などの必要性から・・・団体自体が現実活動するための物的手段や法の世界で活動するための法的手段といった活動手段、つまり法人格（法的能力）を持つことが不可欠」とする（『結社の自由の法理』（信山社、2014年、320頁）。</p> <p>その上で、井上先生は、「法人格の取得の効果を直接的に結社の自由の内容として理解」（同前、323頁）し、そして「国家に対して結社が法人格の取得を求めることができるようにすること」すなわち「結社の法人格取得権」を結社の自由の保障内容として主張する（同前、324頁）。すなわち「憲法解釈論としていえば、結社の自由の保障効果には、法人格取得権が含まれると理解することになる」とする（同前、324頁）。</p>	X投稿

			<p>そして、一般規定である憲法21条1項の結社の自由の特別規定である憲法20条1項の宗教的結社の自由にも井上説はそのまま当てはまるはずだ。</p> <p>つまり個人は、憲法20条1項を根拠として宗教法人格取得権を享受する。そしていったん宗教法人格を取得した後は、それをみだりに剥奪されない法的利益を有する。宗教法人法上の解散命令は、この宗教法人格取得権およびそれをみだりに剥奪されない法的利益に対する強力な制約である。</p> <p>であるならば、宗教法人法81条1項1号の「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと」との解散事由は、憲法上の利益それも精神的自由にかかわる利益を強力に制約するものであるから、極めて限定的な意味に解されなければならない（さもないと法令違憲である）。すなわち「著しく公共の福祉を害すると明らか」とは重大な害悪が発生する高度の蓋然性がある場合を指すと限定解釈されねばならない。</p> <p>そうすると、財産上の不法行為は「重大な害悪」とは評価できず、また財産上の不法行為を当該宗教団体が今後行う抽象的な可能性では「害悪が発生する高度の蓋然性」があるとは到底評価できない。</p> <p>よって、家庭連合への解散を命じた東京高裁決定は、憲法解釈を誤ったと言わざるを得ず、違憲である。</p> <p>以上、どうですか？</p>		
			<p>わかりやすく言うと、憲法が結社の自由を保障しても（21条1項）、その結社が法人格を取得できなければ、まともに活動することは困難だから、結社の自由の保障には法人格取得権が含まれるはず。井上武史先生がそのような学説を發表されている。この学説は宗教的結社の自由（憲法20条1項）にも援用できるはず。宗教法人法は、この宗教的結社の自由を実質化する法律。このような考えれば宗教法人への解散命令は、憲法上の利益の直接の制約であり、宗教法人に法人格を与えておくことが重大な害悪の発生する高度な蓋然性がある場合にのみ可能なはず。家庭連合にそんな高度な蓋然性は全然ないので、同教団に対する解散命令は違憲ということ。</p>		
91	2026年3月12日	今岡清 (元SFマガジン編集長、元翻訳家、天狼プロダクション代表取締役)	<p>今岡氏は家庭連合を巡り、外国アカウントによる偽情報の拡散など近時の選挙をめぐる情報操作の事例にも言及しつつ、情報戦・認知戦の側面を有する可能性を指摘。</p>	<p>私は家庭連合の解散請求もまた認知戦として捉えている。先の衆院選での外国のアカウントによる偽情報の流布などまさにその証左だろう。</p>	X投稿
92	2026年3月14日	加藤文宏 (著述家・ジャーナリスト)	<p>加藤氏は、海外において既に人権・宗教自由の観点から懸念が表明されていることを述べる。</p>	<p>高裁の解散決定。民族浄化の手段として宗教弾圧を行う中国の政策を正当化する材料を提供したと、海外で懸念されはじめた。エホバの証人信徒を数百人投獄したままのロシアとも同一視。</p> <p>ズブズブ・壺連呼の影響で歪んだ国内と違い、法治と手続き的正義、人権・自由の観点から、このように見えている。</p>	X投稿

93	2026年3月14日	石崎学 (龍谷大学法学部法律学科教授 憲法学者)	石崎教授は、宗教団体を含む結社が法人格を取得し得ることと、憲法21条が保障する結社の自由との関係について、憲法学において重要な論点として指摘した。	昨日ポストした結社の法人格取得権(井上武史)だが、 大石眞先生は、本来、「憲法二一条で保障されている結社の自由との関係で、団体の適切な管理・運営のためには、独立した法人格をもつことができるようにすることが結社の自由を保障した趣旨に適うという視点から、憲法学・公法学でも大いに議論すべきものである」 (『憲法概論Ⅱ 基本権保障』有斐閣、2021年、42頁)としている。また樋口陽一先生も「諸個人が結社する自由、諸個人が法人をつくる場面での憲法上の保障については、ほとんど論ぜられていない」とした上で「・・・その法人になることができるかどうかをもっぱら立法政策の問題とする一般的理解は、諸個人の人権にとって」「冷淡」であると批判している。その上で「日本の現行法制で、法人設立の条件が非常に厳しく、かつ、その運用も厳しい・・・ことこそ、結社の自由との関係で問題にされなければならない」(『憲法 第五版』勁草書房、2025年、237-238頁)としている。 このように憲法学の東西の大御所も結社と法人格について注目している。 この争点をしっかり持ち出せば最高裁で勝ち目あると思うけどな。	X投稿
94	2026年3月14日	石崎学 (龍谷大学法学部法律学科教授 憲法学者)	石崎教授は、憲法学において、信教の自由を含む精神的自由は、経済的自由や財産的利益に関する規制に比べて優越的地位を有する権利であると一般に理解されていることを指摘。	仲正先生、引用RPありがとうございました。 ご懸念のような判断を最高裁がしたら、それこそ、団体敵視の判例となるでしょう。 本件で利益衡量されるべきは信者や教団の信教の自由(そこに法人格取得権も含む)という精神的自由と「一般市民が財産上の利益を侵害されることなく平穏に生活することのできる社会秩序を維持するという公共の利益」(高裁決定文)です。 そして憲法学では(判例でも)精神的自由は経済的自由より優越するとされています。 信者や教団の憲法上の権利をしっかり構成できれば、最高裁にルーズな利益衡量をさせないことができます。まずはそこをきっちり議論したいところです。	X投稿
95	2026年3月14日	小川一樹 (評論家・憲法学研究家)	小川氏は、宗教団体の法人格剥奪に関する憲法上の問題点を示す。 ①比例原則の観点から、より軽い手段によって目的を達成できた可能性 ②団体規制が信者個人の信教の自由の間接的制約を及ぼすにもかかわらず基本権の衡量が十分でない点 ③民法上の不法行為を根拠とすることで国家が宗教活動を実質的に評価し得る危険 ④宗教団体規制に求められる厳格な審査基準が明確に示されていない点。	法人格剥奪については、比例原則問題として「より軽い手段で目的達成できたのではないか」、信者の信教の自由への間接的制約として「団体規制の中で信者の基本権の衡量が十分でない」、民法上の不法行為は評価が流動的で「国家が宗教活動を実質的に評価できてしまう」、宗教団体規制としての厳格な審査基準が明確に示されていない すぐに出てくるのは、これくらいでしょうか…。法人格は制度的保障と見ても、厳格に考えることができると思うのです	X投稿
96	2026年3月14日	石崎学 (龍谷大学法学部法律学科教授 憲法学者)	石崎教授は、「蓋然性」とは事実が現実に生じる可能性の程度を意味する概念であり、単なる印象によって判断されるべきものではないことを指摘。	「蓋然性」は現実的に起こりうるかどうかのことなので「印象」で語ってはいけません。	X投稿
97	2026年3月14日	石崎学 (龍谷大学法学部法律学科教授 憲法学者)	石崎教授は、宗教団体に対する法人格剥奪は信教の自由という精神的自由に対する強度の制約を伴う措置であることから、その正当化のためには、当該団体が重大な害悪を発生させる高度の蓋然性を有することについて、国家側が立証すべきだと述べる。	立証責任が逆です。 家庭連合に重大な害悪を発生させる高度の蓋然性があることを国側が立証する必要があります。精神的自由に対する強度の制約だからです。	X投稿

98	2026年3月15日	徳永信一弁護士	徳永弁護士は、宗教団体が財産主体としての法人格を失うことは、礼拝施設や宗教活動の基盤を失わせ、結果として祭祀や信仰の「場」に重大な影響を及ぼし得ると指摘。 宗教団体規制においてより厳格な法律要件の認定を求めるとともに、宗教教義の言葉を俗世的理解によって評価することを排除すべきことを示唆するもの。	井上武史先生の法人格取得権というアイデアは、 財産主体たる法人格を剥奪される ことが、 宗教団体の祭祀と信仰の「場」を必然的に奪うことになることに光を当てることになる と思います。その実際的な理論的機能は、より厳格な法律要件の認定と、 教義の言葉の俗流理解の排除 です。	X投稿
99	2026年3月15日	仲正昌樹教授 (金沢大学人間社会学域法学類教授・政治思想史)	仲正昌樹教授は、宗教団体側が公開の対審法廷において十分な主張立証を行う機会が制約され得る構造的問題があると指摘。非訟事件では裁判所が職権により審理の範囲や立証の方法を定め得るため、対審構造の下で通常明確にされるべき立証責任や争点が整理が十分になされないまま、裁判官の判断によって審理が進められたと述べる。	本当に思います。非訟事件でなかったら、間違いなく、 教団側が公開の対審法廷でそれを主張し、メディアも取り上げざるを得なかったはず です。裁判官の職権でさっさと審理を進められる非訟事件なので、 こういう議論をする余地が与えられず、どんどん先に進んでしまった。宗教法人法81条の欠陥 です。対審裁判であれば、 当然挙証責任がどちらにあるかはっきりさせたい と審理しないといけない。しかし、非訟事件なので、 申立人である国(文化庁)の申立に合わせて、裁判官が何をどう”立証”するか職権で決めていい 。「結社の自由」が侵害されると主張したとしても、それは争点ではないと無視される。	X投稿
100	2026年3月15日	石崎学 (龍谷大学法学部法律学科教授 憲法学者)	石崎教授は、結社(宗教的結社)の法人格取得が憲法上の権利として位置付けられる場合には、これに関する裁判手続を非訟事件として非公開で進めることの憲法適合性が問題となり得ると指摘。	ちなみに「この憲法第三章で保障する国民の権利が問題となっている事件の対審は、常にこれを公開しなければいけない」(憲法82条2項)ので、結社(宗教的結社)の法人格取得権が憲法上の権利であるならば、非訟事件扱いして非公開で裁判をすることが違憲になります。	X投稿
101	2026年3月14日	仲正昌樹教授 (金沢大学人間社会学域法学類教授・政治思想史)	仲正教授は、心理的影響や教義の一般的理解を根拠とする推定に依拠することは、法的判断として慎重であるべきと指摘。このような推定に基づく評価は、宗教教義の内容に対する国家の評価につながり得ると批判。	MCして自由意思を奪うとか、 こういう教義だからこういうことをするだろうと推定 するとか、 そんなことをやってはいけない、というのは法律家の最低限の常識、というより、かなり出来の悪い法学部生しかやらないことだが、地裁・高裁はそうし低レベルの妄想全開だ 。最高裁がやらないという保証はない。 逆に言うと、MC論とか、教義の素人解釈による推量のような真似をしないのは、法律家の最低限のルール、そんな恥ずかしいことをプロの判事、最高の法的知性である最高裁判事がするはずがない、ということがきっちり常識として確立されていれば、石崎先生のおっしゃる正攻法の憲法理論で勝てるはず。 しかし、その当然すぎる常識を、裁判官に守らせるのが実はかなり難しい、と今回の高裁の決定や関連する判例などを見ながら感じている。法律家の大半にそうした良識があれば、MC技術があることを前提に特定の宗教を潰そうとする全国弁連が存在するはずがないし、日弁連会長のあの発言もあり得ない。	X投稿
102	2026年3月15日	石崎学 (龍谷大学法学部法律学科教授 憲法学者)	石崎教授は、将来における不法行為の可能性を根拠として、結社の自由に関わる団体の法人格取得に関する利益を制約することは、憲法上の権利保障との関係で慎重に検討されるべきであると指摘する。	その通りです。したがって 民法上の不法行為、しかも財産上のそれ、ましてやその将来の可能性を理由に憲法上の権利である団体の法人格取得権を剥奪するのは許されない ということになります。	X投稿

103	2026年3月14日	仲正昌樹教授 (金沢大学人間社会学域法学類教授・政治思想史)	仲正教授は、民事上の不法行為とは、名誉毀損など多様な類型が含まれるものであり、「不法行為」という概念は直ちに「違法行為」を意味するものではないと指摘。献金返還訴訟やその和解・示談、さらには将来生じ得る可能性までを広く「不法行為」として評価することについては、民法上の不法行為概念の用い方として慎重な検討が必要であると指摘。	民事にはいろいろある。御近所トラブル、交通事故の弁償、名誉毀損…。「不法行為」の意味分かってない人多すぎ。役人でも専門でないと、「違法」のつもりで不法行為と言ったりする。 献金の返還訴訟、その和解・示談、それがこれからありそうかという可能性まで含めて不法行為と呼ぶのは無茶苦茶。	X投稿
104	2026年3月16日	大友信秀金沢大学人間社会学域法学類教授 (知的財産法を専門とする法学者)	大友教授は、本件判断が法治主義および司法に対する信頼との関係で議論されていると述べる。	解散命令の無法は、無法。教団とはなんの関係もない。ただの司法の崩壊の始まり。甘く見てると、裁判官への批判が法曹全体への批判となり、法曹への批判は法律家全体への批判となる。民事法学会の会員。放置してきたものの大きさに気づいていますよね？なぜ、沈黙しているのか？	X投稿
105	2026年3月16日	石井孝明 (経済記者)	石井氏は、本件解散命令に関する法の適用の在り方について、他の団体との関係における公平性の観点から問題提起を示した。	牧師の危険行為で未成年が亡くなったし赤い宗教も関わっていたのですから、文部科学省は日本基督教団と日本共産党に解散請求を出すべきですね。旧統一教会にやっように	X投稿
106	2026年3月16日	加藤文宏 (著述家・ジャーナリスト)	加藤氏は、本件解散命令に関する判断基準の適用の在り方について、他の団体との比較における一貫性の観点から問題提起を示す。特定の団体に対して将来の不法行為の可能性を理由として解散命令が検討されるのであれば、同様の評価枠組みが他の団体にも適用され得ると指摘。	辺野古の痛ましい事故。2隻は事業登録されていなかった。 日本基督教団の組織性・悪質性・継続性が、これに限らず不法行為として成立、可能性が否定できない、可能性が相応と推定できるから解散命令を出したらいいか。政治ともズブズブであり、紀藤弁護士風に言えばシンパが各界に浸透している。	X投稿
107	2026年3月16日	仲正昌樹教授 (金沢大学人間社会学域法学類教授・政治思想史)	仲正教授は、特定の宗教団体の教義内容に基づいて将来の行為を推定し、これを規制の根拠とすることについては、教義への国家の関与につながると指摘。従来は裁判所が教義そのものに立ち入ることを回避することが中立性の観点から重視されてきたこと。戦前の宗教団体法16条が教義を理由とした規制を認めていた歴史にも言及。	統一教会の解散をめぐる高裁決定で三木素子裁判長は、 教義を持ち出し、「過去に〇〇の教義に基づいて、△△のような高額献金を信者にさせたので、将来同じことをやる…」と決め付けた。 自らの教義の解釈が正しいか、教団側に問い合わせることさえなく、反統一本等に基づく、かなり幼稚な決め付け。 日本の裁判史上、裁判所が特定の宗教の教義を、本人たちに確認もせず勝手に解釈し、「お前たちはこういう教義だから、…するに違いない」と決め付ける暴挙、粗雑な異端審問のようなまねをした例はあるのか？むしろ、教義には立ち入らないのが、裁判の中立性の観点からの大前提だったのではないかと。 戦前の宗教団体法16条は「宗教団体又ハ教師ノ行フ宗教ノ教義ノ宣布若ハ儀式ノ執行又ハ宗教上ノ行事ガ安寧秩序ヲ妨ゲ又ハ臣民タルノ義務ニ背クトキハ主務大臣ハ之ヲ制限シ若ハ禁止シ、教師ノ業務ヲ停止シ又ハ宗教団体ノ設立ノ認可ヲ取消スコトヲ得」と、 教義を理由に国家が活動停止できるとしている。	X投稿

108	2026年3月16日	仲正昌樹教授 (金沢大学人間社会学域法学類教授・政治思想史)	<p>仲正教授は、宗教法人の解散命令に関し、以下の六点について憲法上の重要な検討課題が提起されていることを述べる。</p> <p>第一に、宗教団体と公権力の間に対立がある場合にも非訟事件として審理される現行制度が適切かという点。 第二に、解散に伴う清算手続により、特別抗告の準備が制約され得ることから、手続的保障として適切かという点。 第三に、信教の自由が団体としての宗教活動を含むか、またその保障範囲に関する点。 第四に、民事上の不法行為を理由として解散を認める宗教法人法81条の解釈が、憲法上許容されるかという点。 第五に、和解・示談や将来の被害可能性に基づく判断が、証拠裁判主義との関係で許容されるかという点。 第六に、裁判所が宗教教義を解釈しこれを判断根拠とすることが、信教の自由および国家の中立性に照らして許されるかという点。</p>	<p>法学者の皆さん、別に統一教会の解散に反対しないでもいいから、以下の諸問題を本気で考える論文を書いて頂けないだろうか。</p> <p>【公開裁判原則】 ①宗教法人の解散をめぐる当該宗教団体と公権力の間に意見の対立がある場合でも、(本来争訟性のない事案を扱う)非訟事件訴訟法で審理する現行の宗教法人に問題はないのか？</p> <p>【清算手続きと特別抗告について】 ②宗教団体に限らないが、即時抗告審で解散命令が決定されると、清算が始まるので、施設や通信手段を含む法人の財産全てが差し押さえられ、職員の行動が制限されるので、特別抗告の準備が困難になる。団体や事案の性質によっては、清算手続きの開始を(部分的に)凍結する必要があるのではないか？</p> <p>【信教の自由】 ③信教の自由とは個人の内心の問題であり、法人格を持つことなど、団体として保護される権利は憲法20条の範囲外なのか？集団で礼拝、結婚、葬儀等を営む権利、団体として信者や教団の名誉を守り、主張する権利を憲法は保障していないのか？保障されているとすれば、①や②の状態は違憲ではないのか？</p> <p>【不法行為を含む法解釈】 ④宗教団体として保護される憲法上の権利があったとした場合、献金などをめぐる民事上の不法行為を理由に、宗教法人に解散命令を出せるとする宗教法人法81条の解釈は違憲ではないのか？経済的利害の深刻さが信教の自由のを上回るというのであれば、公権力側にそれを立証する責任があるべきではないか？</p> <p>【証拠裁判主義】 ⑤和解・示談になったケースを不法行為と見なし、更にそれからの推測による「将来被害の生じる可能性」を法人の解散の根拠とする法解釈は正当化され得るか？</p> <p>【信教の自由(教義)】 ⑥ある宗教の教義を裁判所が独自に解釈し、解散など不利益処分の根拠にすることは、裁判規範として許容されるのか？憲法20条に違反しないか？</p>	X投稿
109	2026年3月5日	石崎学 (龍谷大学法学部法律学科教授 憲法学者)	<p>石崎教授は、信者らは解散決定や清算手続に対して落胆や悲しみを示しつつも、暴力的な行動や過激な抗議行動は確認されておらず、当該団体から暴力性が認められないと指摘。</p>	<p>ただの印象論だが、家庭連合の信者さんたちすごいな。東京高裁の解散決定やそれに続く清算手続に対して、落胆したり、悲しんだりしているものの、声を荒げて誰かを批判したり、抗議したりする場面がSNSを見ている限りは絶無。この教団からは暴力性というものが全然感じられない。それだけに解散命令は極めて残念。</p>	X投稿

110	2026年3月6日	石崎学 (龍谷大学法学部法律学科教授 憲法学者)	石崎教授は、宗教団体に対する法的手続と教義評価との関係について、憲法上の観点から問題を指摘。	山尾志桜里氏はもっとリベラルな論客だと思っていたが、家庭連合の解散と精算という法的手続にからめてその教義を「歪んだ反日教義」「倒錯した教義」などと論難。まるで家庭連合がその教義ゆえに解散・精算され、さらなる対策を必要としているかのごとくだ。これは、信教の自由をかかげる自由主義国家ではあってはならない論法だ。 しかも山尾氏は「有識者委員として解散命令請求の口火を切った一人」だということから事態は深刻だ。家庭連合の解散と清算がその教義ゆえだったとも受け取れてしまう。 もとより特定宗教の教義を批判するのは自由である。しかし法的手続にからめてそれをやってはいけないのだ。家庭連合の解散と清算によって、我が国の自由主義が瓦解していくのをワレは強く危惧する。	X投稿
111	2026年3月9日	石崎学 (龍谷大学法学部法律学科教授 憲法学者)	石崎教授は、家庭連合の教義や信条に対する支持とは無関係に、信条の内容を理由として特定の宗教団体や信者が不利益な取扱いを受けることは許されないとの立場を示す。	ちなみにワレの信条は家庭連合の信者さんたちとは真逆だと思う。天国も地獄も無意味に永劫回帰する(ニーチェ)と考えているし、そこで重要なのは人間の性欲が昇華されて人間らしくなった恋愛だというlove is bestの厨川白村流の恋愛至上主義者である(恋愛対象が二次元なのはご愛敬)。 でも、今の我が国の国や社会による家庭連合やその信者さんらに対するバッシングは度を越えて異常だから、擁護せざるをえない。信条なんて関係ない。信条ゆえに人が迫害されることがあってはならないという思いで、擁護する。	X投稿
112	2026年3月18日	仲正昌樹教授 (金沢大学人間社会学域法学類教授・政治思想史)	仲正教授は、特定の宗教の教義を根拠として将来の危険性を推認し、解散等の措置を正当化する発想は、過去の宗教規制との連続性を想起させるものと批判。	「〇〇という教義だから、将来信者に高額献金を強制する可能性が高い。解散！」という東京高裁の決定は、「△△という教義だから、大本教は国家秩序を破壊する可能性が高い。解散！」という戦前の政府決定と同じ発想ではないか。反統一の宗教社会学者、島藺、櫻井、堀江、塚田氏はそう思わないのか？	X投稿
113	2026年3月17日	加藤文宏 (著述家・ジャーナリスト)	加藤氏は家庭連合がコンプライアンス宣言以降、献金受領に際して適正化措置を講じてきたにもかかわらず、裁判所がこれをもって「形式的対応により高額献金が可能である」と評価し、解散理由の要素とした点を批判。 比例性の観点から、他の事案との比較においても、同様に厳格な評価基準が適用されるべきであることを指摘。	家庭連合は1回10万円の献金がある場合、コンプライアンス宣言以後、厳格に確認書を取り交わすようになった。 すると確認書を何度でも取り交わしながら莫大な高額献金も可能であると裁判所から言われて、解散命令である。 今回の抗議船転覆死事故は野放図すぎるので、むしろ司法から許されるのかな？	X投稿

114	2026年3月18日	加藤文宏 (著述家・ジャーナリスト)	加藤氏は、他宗教の指導的立場にある者が、本件に関し組織的立場や社会的リスクを考慮して公然たる発言をしない状況が存在すると述べる。	<p>辺野古転覆事件に、同じプロテスタントだが私は違う、いや反省していると言う人々が現れた。考える機会にするのがよいでしょう。ただし人が亡くしなければ気づかず、他の宗教に対しての拉致監禁・強制棄教・心身への被害から目を背け、むしろ賛同し、宗教法人解散を歓迎していたのは何だったのか。</p> <p>これはプロテスタントだけの問題ではなく、仏教だろうと神道だろうとカトリックだろうと他の宗教の指導者、信徒も同じだ。だから旧統一教会・家庭連合をめぐる異常な世論形成、報道のおかしさ、政治と司法の流されぶりを警告していた。このとき私は違うと目を逸らして、警告を発する側を攻撃すらしたのは誰だ？</p> <p>それぞれの宗教の指導的立場にある人について話をすると、旧統一教会・家庭連合が置かれた立場に複雑な心境なのが分かった。しかし組織としての見解がある以上、何も言えないという。また公然と発言したときのリスクを思うと恐ろしいという。巷間の空気が恐ろしいし、弁護士や政治家からの攻撃が怖い というのだ。</p>	X投稿
115	2026年3月17日	加藤文宏 (著述家・ジャーナリスト)	加藤氏は、家庭連合に対する関係断絶、及び解散命令が、当該宗教団体にとどまらず、他の宗教団体や各種団体にも波及し得る人権上の問題を内包していると指摘。	<p>日本基督教団に解散命令を下すべきという声がある。とはいえ、そのまえに自民党からの関係断絶宣言だろうね。あれは信徒から人権を剥奪するための宣言だった。日本基督教団と関係を断つなら、石破茂氏との関係断絶や他の自党議員、他党議員にも影響する。こういうことを3年前にやったわけだ。</p> <p>統一教会・家庭連合案件で意義ありと言い続けてきた私を含む多くの人たちが、関係断絶やいい加減な解散命令が人権問題であり、やがて他の宗教、他の集団に飛び火しかねないと指摘してきたわけだ。ズブズブ、壺とラベリングに必死だった人は愚かだよね。</p>	X投稿
116	2026年3月17日	本間奈々 (元春日井市副市長、自治大学元教授・研究部長)	本間氏は、特定の団体に対しては死亡事故を伴う行為が問題とされ得るにもかかわらず、他方で家庭連合に対しては民事上の不法行為を根拠として解散命令がなされている点につき、その評価の比例性・適切性に疑義を呈する。	<p>賛成します。未成年の女子高生が自発的に選択したとは思わず、学校側を信頼して乗船し、死亡。こんな危険行為を行った日本基督教団、運動に関わっていた日本共産党の罪は重く、解散命令を出すべき。旧統一協会は民事くらいで解散させたんでしょ。</p>	X投稿

117	2026年3月18日	加藤文宏 (著述家・ジャーナリスト)	加藤氏は、家庭連合をめぐる世論形成の過程において、特定の言説やレッテル貼りが広く流布され、これに対する異論や批判には社会的・法的リスクが伴い、発言が抑制される状況が生じていたと指摘。	日本基督教団が問題視されている今こそ、統一教会・家庭連合をめぐる世論が形成される時何があったか理解しておいたほうがいい。あなた方も目を逸らしたり、壺連呼でリスクを減らし報酬を増大させていたのではないかと。(下図) 提言することで発生するリスクには、風当たりの強さだけでなく、訴訟リスクまである。反カルトの個人への壺認定、シンパ認定、聖地認定はやりたい放題だが、統一教会案件で個人や集団を批判すると弁護士案件になり、ときには刑事告訴されると言われる。 こうしてニューメラーの警句通りになっていった。	X投稿
<div style="text-align: center;"> <h3>リスクと報酬</h3> <h4>統一教会・家庭連合をめぐる例</h4> </div>					
118	2026年3月20日	大友信秀金沢大学 人間社会学域 法学類教授 (知的財産法を専門とする法学者)	大友教授は、解散という極めて重大な措置の適用範囲が過度に拡張され、他の法人一般にも影響が及ぶと指摘。	家庭連合は、オームを先例どころか悪用されたんですよ。 家庭連合の解散手続きを悪用されて生き残る法人はないでしょうね。	X投稿
119	2026年3月18日	仲正昌樹教授 (金沢大学人間社会学域法学類教授・政治思想史)	仲正教授は、コロンビア憲法第19条において、信教の自由が個人的権利であると同時に集団的権利としても位置づけられ、すべての宗教団体に対する法の下での平等が明確に規定されていると述べる。	南米の家庭連合の信者さんが調べてくれたのですが、 1991年に制定されたコロンビアの憲法19条では、信教の自由を個人的権利であると共に集団的権利 (derecho colectivo) と見なし、あらゆる宗派・教会 (宗教団体) の「法の下での平等」を規定しています。	X投稿
120	2026年3月19日	仲正昌樹教授 (金沢大学人間社会学域法学類教授・政治思想史)	仲正教授は、海外における憲法論及び人権法の議論において、宗教法人を形成し維持する権利が信教の自由の一部として位置づけられ、その剥奪には厳格な手続が要求されると指摘。 宗教法人の法的地位を単なる税制上の優遇措置にとどまるものとする理解には国際的な乖離があると批判。	統一教会の解散に関連して、宗教法人の憲法上の位置付けをめぐる海外の議論を調べたが、 米国、EUや中南米諸国では、宗教法人を形成する権利は信教の自由の一部で、剥奪するには厳格な手続が必要というのが常識のようだ。単なる税制優遇措置としか思っていない日本人が異常。	X投稿

121	2026年3月20日	山田信一 (投資家)	井上氏は、宗教法人の解散命令は憲法違反と批判する。 国家権力による判断基準の運用次第では、特定の団体に対する措置が恣意的に適用されるおそれがあること。 その影響が宗教団体にとどまらず、他の団体や個人にも波及し得ると指摘。	宗教法人の解散命令こそ憲法違反 であり、最高裁で審理するにふさわしい事件です。特定の宗教を信じているからではありません。 国家権力が基準をずらし、捏造までして、恣意的に、ある団体を解散に追い込むなら、政治団体も企業も個人も「国家に嵌められる」恐れがあるからです。 旧 #統一教会 の #解散命令 について #文部科学省 の #捏造疑惑	X投稿
122	2026年3月20日	荒井禎雄 (ジャーナリスト)	ジャーナリストである荒井氏は、家庭連合に対して用いられている評価基準が、他の宗教団体に対して同様の基準が適用されていないと指摘。	なんで統一教会に目くじら立ててた連中が、沖縄でのあり得ない事故に深く関わりすぎている日本基督教団には強い言葉を投げつけないのだろう？ 同志社も含めて、キリスト教そのものを規制したらどうか？ 統一教会はキリスト教じゃないという声があがるのは分かってるけど、統一教会に対するロジックをそのまま当てはめたら、キリスト教自体を制限すべきという結論になると思うのだが？	X投稿
123	2026年3月20日	大友信秀金沢大学 人間社会学域 法学類教授 (知的財産法を専門とする法学者)	大友教授は、日本基督教団が宗教団体の不法行為を理由として法人格の取消しが当然であるとする見解が示されていることを前提に、その論理を適用した場合の当団体に対する帰結について指摘。	日基さん、自身で宣言してましたか。じゃあ、解散命令に異議なしか。	X投稿
124	2026年3月20日	石崎学 (龍谷大学法学部法律学科教授 憲法学者)	石崎教授は、解散命令が宗教的結社の自由を強く制約し、国民の基本的権利に重大な影響を及ぼすものである以上、憲法82条1項のいう「裁判」に該当し、公開原則が適用されるべきと指摘。 本件解散命令が非訟事件として非公開で行われたことは、憲法上の公開原則との関係で違憲無効として破棄すべきと批判。	【家庭連合への解散命令は憲法82条違反】 憲法82条1項は「裁判」の「公開」を規定している。ところで宗教法人法81条7項は、宗教法人の解散にかかわる「裁判に関する手続については、非訟事件手続法（平成23年法律第51号）の定めるところによる」としている。つまり解散にかかわる「裁判」は「裁判」ではなく非訟事件であるとしているのだ。非訟事件とは国民の権利や義務にかかわらない事件のことであり、その解決手続は憲法82条1項の「裁判」ではないとされ、同条の「公開」原則が及ばないとされる。 しかし、 宗教法人に対する解散命令は、法人格取得権も含む宗教的結社の自由（憲法20条1項）を強く制約するものであり、国民の権利にかかわり、それを終局的に確定させるものであるから非訟事件ではない。憲法82条1項のいう「裁判」であり、公開されなければならない。憲法82条2項が「この憲法第三章で保障する国民の権利が問題となっている事件の対審は、常にこれを公開しなければいけない」としていることからこのことは明らかである。 このように家庭連合への解散命令は、憲法82条1項のいう「裁判」であるにもかかわらず、非訟事件手続法の定める非公開の手続でなされたのであり、同条違反であり、違憲無効というべきである。 特別抗告を受けた最高裁は、東京高裁の決定を違憲無効として破棄すべきである。	X投稿